

平成27年10月30日
第5回鳥取市総合企画委員会

資料2

第10次鳥取市総合計画

基本計画

(素案)

第2編 基本計画

第1章 鳥取市創生総合戦略～郷土愛を育み 人がつながる まちむら創生～の位置づけ	1
1 次世代の鳥取市を担う‘ひとづくり’	2
2 誰もが活躍できる‘しごとづくり’	3
3 にぎわいにあふれ安心して暮らせる‘まちづくり’	5
第2章 施策等の展開	7
<u>まちづくりの目標1 安心して出産・子育てができ、すべてのひとが住みやすいまち</u>	
<u>政策1 豊かな心をもった、たくましいひとづくり</u>	
施策1 生涯学習の推進	10
施策2 教育の充実・郷土愛の醸成	12
施策3 スポーツ・レクリエーションの振興	15
<u>政策2 安心して子どもを産み育てられるまちづくり</u>	
施策1 結婚・出産・子育て支援	17
<u>政策3 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり</u>	
施策1 健康づくり、疾病予防の推進	20
施策2 地域包括ケアの推進	22
施策3 障がいのある人の自立支援	24
施策4 安心できる社会保障制度の運営	25
<u>政策4 互いの人権を尊重する心豊かな社会づくり</u>	
施策1 人権意識の醸成	27
施策2 男女共同参画社会の形成	29
<u>まちづくりの目標2 新しいにぎわいのあるまち</u>	
<u>政策1 地域経済の再生と産業の底上げ</u>	
施策1 雇用の創造・人材の確保	31
施策2 工業の振興	33
施策3 商業・サービス業の振興	35
施策4 農林水産業の振興	37
<u>政策2 地域資源を生かしたまちづくり</u>	
施策1 滞在型観光の推進	41
施策2 シティセールスの推進	44

まちづくりの目標3 地域に活気があるまち

政策1 <u>協働のまちづくり</u>	
施策1 協働のまちづくりの推進	45
政策2 <u>交流の拠点となるまちづくり</u>	
施策1 中心市街地の活性化・中山間地域の振興	47
施策2 ふるさと・いなか回帰の促進	49
施策3 公共交通の確保	51
政策3 <u>魅力ある鳥取文化づくり</u>	
施策1 文化芸術の振興	53
施策2 文化財の整備・保存・活用	55

まちづくりの目標4 安全・安心なまち

政策1 <u>暮らしの安全を守るまちづくり</u>	
施策1 地域防災力の向上	57
施策2 防犯・交通安全対策の充実	59
施策3 安全な消費生活の確保	61
政策2 <u>快適でゆとりある生活環境づくり</u>	
施策1 生活基盤の充実	63
施策2 循環型社会の形成	66
施策3 環境保全活動の推進	68

まちづくりの目標5 まちづくりを支える自立した自治体経営

方針1 地方分権の推進と透明性の高い開かれた市政の運営	70
方針2 自治体間の広域的な連携の推進	71
方針3 財政基盤の強化	72
方針4 情報通信技術・ビッグデータの活用	73
方針5 ファシリティマネジメントの推進	75

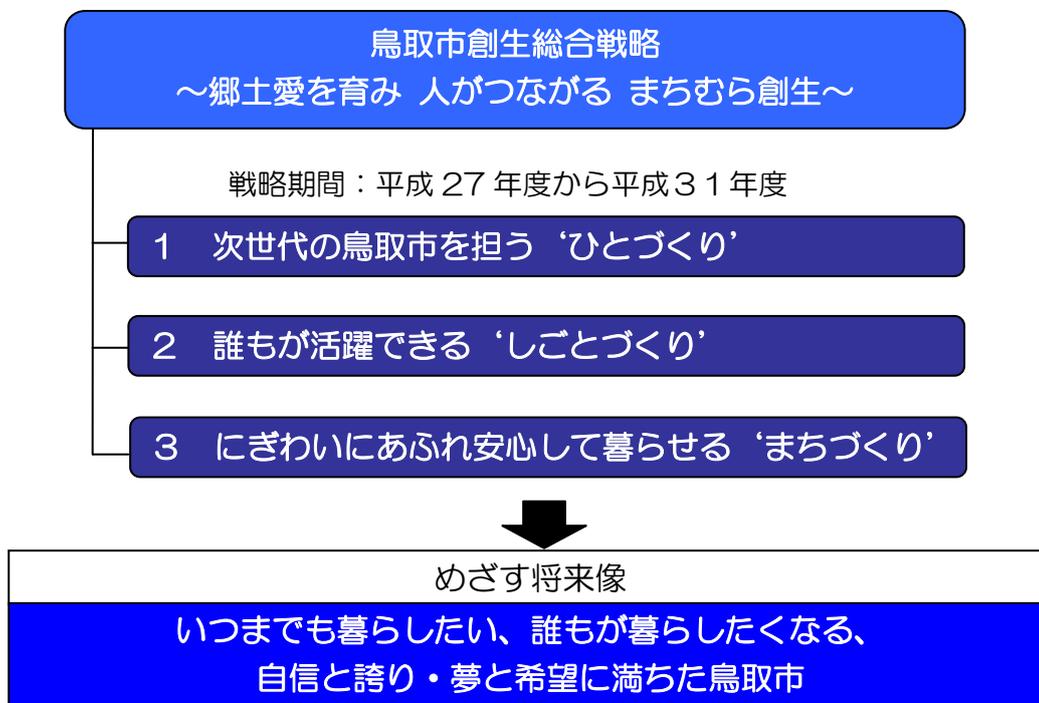
第2編 基本計画

第1章 「鳥取市創生総合戦略～郷土愛を育み 人がつながる まちむら創生～」の位置づけ

基本計画では、「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」をめざす将来像とし、まちづくりの理念とまちづくりの目標を掲げ、その実現に向けて展開する諸施策などを個別に掲げています。

本市は、人口減少の克服に向け、若者を中心とした定住や雇用・就業環境の確保、まちなぎわいづくりといった課題の克服や「鳥取市の強み」を生かしたまちづくりを強力に推進するため、平成27年9月に「鳥取市創生総合戦略」を策定しました。

総合戦略の諸施策については、「郷土愛を育み 人がつながる まちむら創生」として基本計画の重点施策に位置づけ、総合的、一体的な推進を図り、確実な将来像の実現をめざします。





1 次世代の鳥取市を担う ‘ひとづくり’

【施策に関する基本的方向】

- ◇人間性豊かで思いやりがあり、郷土を大切にする子どもの育成を図ります。
- ◇次世代の人材確保を見据えた特色ある教育を推進します。
- ◇出会い・結婚・妊娠・出産・子育てに対する切れ目ない支援を行います。
- ◇仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図ります。

重点施策	具体的な施策と内容
教育の充実・郷土愛の醸成	<p>①郷土愛を育む教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●まちづくり協議会などのコミュニティ活動を通じた「協働」の取組による人材の育成 ●結婚や家族を持つことの素晴らしさを学ぶ妊娠・出産・子育てに対する教育の実践 ●鳥取市モデルの小中学校兼務教員の配置による「ふるさとを思い、志をもつ子」の育成を目指した特色ある中学校区の創造に向けた取組 ●小中学校、地区公民館などにおける山陰海岸ジオパークを生かした出前講座、学習会などの支援 <p>②次世代を見据えた特色ある教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●次世代を見据えた地域創造学校やICTの活用、英語教育の推進 ●グローバル人材の育成に向けた英語などに特化したモデル校の設置及び中学生の海外派遣 ●市内の大学や企業と連携した学卒者の雇用創出と市内就職率の向上 ●看護学生を対象とした支援制度の創設などによる看護師の市内医療機関などへの就職支援
結婚・出産・子育て支援	<p>①新たな出会いの創出と結婚支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「すごい！鳥取市婚活サポートセンター」やまちづくり団体による出会い創出から結婚に至るトータルサポートの実施 <p>②妊娠・出産への包括的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●妊産婦などの支援ニーズに応じた全妊産婦の相談、妊産婦の支援（訪問含む）、乳児一時預かり、母子ショートステイ、産後デイサービスの開設 ●不妊治療及び不育症治療などの治療費一部助成（保険適用外分） <p>③待機児童ゼロの継続と子育てサービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●駅南庁舎への保健所設置を踏まえた保健医療、健康子育て機能と連携した総合支援拠点の形成 ●待機児童ゼロの継続を見据えた民間参入による地域型保育園の開園 ●放課後児童クラブ・放課後子ども教室による児童の健全な発達の促進 ●病児・病後児保育、保護者疾病時などの児童の生活支援及び保護者の勤務に対応した保育の実施 ●子育て世帯の保育料の軽減 ●小児特別医療の高校卒業時までの実施 <p>④仕事と生活の調和の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再就職支援のための職場復帰・キャリアアップ研修の開催 ●ワーク・ライフ・マネジメントセミナーの開催と広報啓発によるさらなる考え方の普及促進



誰もが活躍できる ‘しごとづくり’

【施策に関する基本的方向】

- ◇市民の所得向上に向け、バランスのとれた産業の構築・拡大や就業率の向上をめざすとともに、正規雇用の拡大・賃金引上げを進めます。
- ◇地元企業の新事業への展開支援及び企業誘致などにより雇用の創出を図る一方、企業が求める人材の確保に努めます。
- ◇地域経済分析システム「RESAS」による産業・企業などの動向分析を生かすなど、戦略的な企業誘致を推進します。
- ◇6次産業化・農商工連携などによる地域資源を活用した産業の底上げを図ります。
- ◇成長産業の新たな事業展開や創業・就農などを促進・支援し、産業の活性化を進めます。

重点施策	具体的な施策と内容
地域経済の再生と産業の底上げ	<p>①成長産業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電力の開発支援及び小売を实践する市出資会社の設立などによるエネルギーの地産地消の推進 ●特産品のブランド化・高付加価値化の推進と新たな加工食品開発など食品加工産業の育成 ●環日本海諸国の友好都市と地元企業との貿易相談、海外企業とのマッチングなどの支援及び留学生の就職支援、高度外国人人材の定着化 <p>②工業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ●産業構造の高度化及び雇用の拡大につながる企業誘致などの推進 ●誘致企業とのビジネスマッチングによる地元製造業の成長分野の新規参入及び受注拡大の推進 <p>③商業・サービス業等の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業者などによる販売促進、新商品開発、ニーズ調査及び環境整備などの支援 ●中小企業などの製品の販路拡大及び技術競争力の向上に向けた各種展示会への参加促進 ●新たな道の駅整備と既存道の駅の拠点化、特産品開発・販売、観光周遊の強化による雇用創出 <p>④農林水産業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ●6次産業化の取組及び農商工連携による高付加価値加工品の開発・販売と海外輸出の推進 ●鳥取地どり、地域冠米など推進品目の生産拡大と品質向上及び販路拡大・新商品開発 ●鳥取市国際経済発展協議会と連携した高値販売の輸出ルートの確保、輸出専門の農業法人の設立支援、県外からの輸出企業の受入支援 ●農産物を活用し商品開発・確保を行う企業と大規模農家・JAなどとのマッチングの実現 ●有害鳥獣の適切な個体数管理やジビエ肉の利活用体制の強化 ●バイオマス燃料などに活用できる木材素材搬出量の増加と雇用の創出
人材の確保と育成強化	<p>①人材育成・確保の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●鳥取商工会議所などと連携した起業家に対する基金制度の創設 ●進学者などの市内就職情報を配信するサポート制度の構築 ●市内企業への就職希望者に対する奨励金などの支給

<p>人材の確保と育成強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●伝統工芸技術の伝承を目的とした後継者の受入を行う事業者と研修者への支援 ●大学生の地区公民館配置など、若い感性を取り入れた市民参画活動の積極的な推進 ●鳥取市シルバー人材センターの運営支援による高齢者の就業機会の確保と雇用の拡大 ●IT 関連をはじめとする事業者向けセミナー、求職者向け人材育成研修の実施による「鳥取みらい雇用創造ぷらん」の推進 <p>②新規創業・就農等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●クラウドファンディング、創業チャレンジサポートなど起業のまち「鳥取」創造プロジェクトの推進 ●とっとりふるさと就農舎などを通じた新規就農者の育成確保と就農定住に対する支援 ●生活支援や農地賃借料・家賃の助成 ●機械施設などの整備支援
-------------------	---



にぎわいにあふれ安心して暮らせる ‘まちづくり’

【施策に関する基本的方向】

- ◇個性を生かした中山間地域、中心市街地の活性化を進め、快適で安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- ◇ふるさと・いなか回帰の促進に向け、情報発信、マッチング支援を戦略的に行うとともに、受入体制の充実を図ります。
- ◇地域経済分析システム「RESAS」による観光人口の分析に基づき、独自ブランドを生かした交流人口の拡大と戦略的なシティセールスを一体的に展開します。
- ◇健康で住み良い暮らしの実現をめざします。
- ◇広域連携及び自治体間連携の推進を図ります。

重点施策	具体的な施策と内容
ふるさと・いなか回帰の促進	<p>①人材誘致・ふるさと回帰の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●定住促進・Uターン相談窓口及び移住定住相談員による相談体制、情報提供の充実など ●半農半Xなど里山における多様なライフスタイルの提案 ●とっとり若者インターンシップなどによる求職者と事業者のマッチング支援 ●Uターン支援登録制度を活用したふるさと回帰希望者への定期的な情報提供 ●ふるさと鳥取市・回帰戦略連絡会を通じた官民の情報共有と協働によるふるさと回帰体制の推進 ●県及び周辺自治体と連携した関西圏の大学への就業案内・田舎暮らしのPR ●移住定住相談員と連携した県外在住者への情報発信及び市内大学などへの企業PR <p>②田舎暮らし環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●空き家活用の広報・募集による登録件数の確保 ●空き家情報の収集、的確な管理による定住の促進 ●自然の中で田舎暮らしが体験できる施設の充実 ●移住希望者などの交流拠点となる移住・交流情報ガーデンの開設 ●就業・子育て・不動産情報や生きがいづくりなどを支援する移住定住コンシェルジュの配置
交流人口の拡大	<p>①滞在型観光の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●砂の美術館における砂像の制作及び集客イベント、各種環境整備の推進 ●山陰海岸ジオパークを生かしたジオツーリズムの推進及び各ジオサイトの魅力発信、保護・保全活動の推進、観光拠点の整備 ●外国人観光客の受入体制の整備、広報・誘客活動による国際観光の推進 ●教育旅行、各ツーリズムに対応した情報発信、環境整備と新たな観光商品開発、販路開拓支援 ●官民で組織する鳥取版 DMO の育成強化による観光振興 <p>②文化芸術を生かした個性あるまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●文化施設などと連携した文化芸術環境の創出及びことり舎、鳥の劇場など民間団体の活動支援 ●手仕事の作家の移住促進による工芸村の開設

<p>交流人口の拡大</p>	<p>③「すごい!鳥取市」による知名度アップ大作戦の積極展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ●Web・TVなどを活用した移住定住、観光など鳥取市の魅力の情報発信及びWi-Fiなど環境整備
<p>住み良い環境づくり</p>	<p>①健康寿命の延伸につながる住み良い暮らしの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護・医療分野の企業と連携したサービス付きのバリアフリー構造住宅の新設促進 ●地域包括ケアシステム構築に向けた、生涯にわたり住み慣れた地域で生活が送れるための、医療・介護・生活支援サービスが提供できる体制づくりの推進 ●駅南庁舎への保健所設置を踏まえた保健医療、健康子育て機能と連携した総合支援拠点の形成（再掲） <p>②魅力ある中山間地域の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ●買い物支援の取組を開始する者の起業・運営などの支援 ●空き店舗・校舎・倉庫などを活用した地域振興への取組の支援 ●とっとりふるさと元気塾による地域課題の解決や商品開発及びリーダーの養成など ●豊かな自然や農山漁村の魅力を生かしたグリーンツーリズム、エコツーリズムの推進 <p>③多極型・コンパクトな都市環境を生かした安全なまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自治会による地域力向上に向けた活動の支援とコミュニティの充実強化 ●地域生活拠点における地域の利便性向上に向けた施策の推進 ●市街地の都市機能・居住誘導施策の構築 ●拠点間をつなぐ幹線道路ネットワークの整備推進 ●自主防災会の活動支援及び防災体制の整備 ●消防団活動の充実強化 ●公園や園庭、校庭などの芝生化や緑化の推進 <p>④中心市街地の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●にぎわいの創出などを目的とした民間イベントなどの開催支援 ●鳥取駅周辺の回遊性の向上とにぎわい空間の創出 ●住まいの総合相談窓口の設置や各種支援制度による街なか居住の推進 ●リノベーション手法を用いた遊休不動産の再生・活用によるまちの魅力向上 <p>⑤利便性の高い公共交通の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ●バス路線の再編及び鉄道・タクシー・自転車など他の交通手段との連携の構築 ●鳥取砂丘コナン空港の利用促進に向けた官民連携組織によるプロモーション活動などの実施 <p>⑥広域連携及び自治体間連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●鳥取・因幡定住自立圏域での交通、観光、医療などの連携及び連携中枢都市圏の形成 ●鳥取県東部圏域をはじめとする近隣自治体などとの連携による広域観光及び移住定住などの推進

第2章 施策等の展開

<施策等の展開の見方>

まちづくりの目標1～4

(1) 現状と課題

社会経済情勢、市民ニーズなどから現状と課題を明らかにします。また、現状などを表す図表などを示します。

(2) 施策の主な内容

展開する施策の主な内容を明らかにします。鳥取市創生総合戦略に掲げる施策に該当するものは★を明示するとともに、該当箇所に二重下線を引いています。

(3) 評価指標

施策の評価を客観的に測るために設定しています。この評価指標は、毎年度（市民満足度など一部の指標は除く）実績を把握し、公表します。

※市民満足度は平成31年度実施予定の市民アンケート調査の結果を指標とします。

まちづくりの目標5

(1) 基本的な考え方

まちづくりを支える自立した自治体経営の進め方や目的を明らかにします。

(2) 具体的な取組

まちづくりを支える自立した自治体経営を推進する具体的な取組を明らかにします。

(3) 管理指標

まちづくりを支える自立した自治体経営の取組状況を客観的に測るために設定しています。（適切な指標が設定できないものを除く。）この数値は、毎年度実績を把握し、公表します。

まちづくりの目標1 安心して出産・子育てができ、すべてのひとが住みやすいまち

政策1 豊かな心をもった、たくましいひとづくり

- 施策1 生涯学習の推進
- 施策2 教育の充実・郷土愛の醸成
- 施策3 スポーツ・レクリエーションの振興

政策2 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

- 施策1 結婚・出産・子育て支援

政策3 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり

- 施策1 健康づくり、疾病予防の推進
- 施策2 地域包括ケアの推進
- 施策3 障がいのある人の自立支援
- 施策4 安心できる社会保障制度の運営

政策4 互いの人権を尊重する心豊かな社会づくり

- 施策1 人権意識の醸成
- 施策2 男女共同参画社会の形成

まちづくりの目標2 新しいにぎわいのあるまち

政策1 地域経済の再生と産業の底上げ

- 施策1 雇用の創造・人材の確保
- 施策2 工業の振興
- 施策3 商業・サービス業の振興
- 施策4 農林水産業の振興

政策2 地域資源を生かしたまちづくり

- 施策1 滞在型観光の推進
- 施策2 シティセールスの推進

まちづくりの目標3 地域に活気があるまち

政策1 協働のまちづくり

- 施策1 協働のまちづくりの推進

政策2 交流の拠点となるまちづくり

- 施策1 中心市街地の活性化・中山間地域の振興
- 施策2 ふるさと・いなか回帰の促進
- 施策3 公共交通の確保

政策3 魅力ある鳥取文化づくり

- 施策1 文化芸術の振興
- 施策2 文化財の整備・保存・活用

まちづくりの目標4 安全・安心なまち

政策1 暮らしの安全を守るまちづくり

- 施策1 地域防災力の向上
- 施策2 防犯・交通安全対策の充実
- 施策3 安全な消費生活の確保

政策2 快適でゆとりある生活環境づくり

- 施策1 生活基盤の充実
- 施策2 循環型社会の形成
- 施策3 環境保全活動の推進

まちづくりの目標5 まちづくりを支える自立した自治体経営

- 方針1 地方分権の推進と透明性の高い開かれた市政の運営
- 方針2 自治体間の広域的な連携の推進
- 方針3 財政基盤の強化
- 方針4 情報通信技術・ビッグデータの活用
- 方針5 ファシリティマネジメントの推進

まちづくりの目標1

安心して出産・子育てができ、すべてのひとが住みやすいまち

一政策1 豊かな心をもった、たくましいひとづくり

施策1 生涯学習の推進

(1) 現状と課題

- 社会の成熟化により、「心の豊かさやゆとりある生活」が重視され、「いつでも どこでも 誰でも 誰とでも 何でも いつまでも」学習できる環境づくりが求められています。
- 社会の複雑化や情報通信技術の発達などにより、学習ニーズは高度化・多様化しています。
- 学習により習得した知識・技術などを地域に還元し、「絆」をつなぎ、さまざまな課題に対応できるコミュニティづくりが求められています。
- 学習で得た知識・技能などの成果を生かした活動や交流は、地域への愛着や生きがいのある充実した暮らしにつながります。
- 「尚徳大学」や「鳥取市民大学」、「子育て親育ち講座」をはじめ、各地区公民館や市立図書館などにおいて生涯学習活動が積極的に行われています。
- 読書環境の充実を図るため、市立図書館3館、中央公民館図書室及び移動図書館車により市内全域への図書館サービスを行うとともに、鳥取県立図書館をはじめ県内の各図書館とも連携しています。

(2) 施策の基本的方向

市民が自発的に、生涯にわたって自由に学習機会を選択して学び、学習の成果を生かすことで、自己実現のできる社会をめざします。

(3) 施策の主な内容

① 生涯にわたって学ぶことのできる機会の充実

- ・ 高度化・多様化する個人の学習ニーズに対応するため、生涯にわたって学ぶことのできる学習機会を充実するとともに、誰もが取り組める多様な学習形態や情報提供を充実します。
- ・ 市民の自主的な生涯学習活動を推進するため、各地区公民館、市立図書館などの施設の充実を図ります。

② 学習成果を生かす仕組みづくりと人材育成

- ・ 現代的・社会的課題に対応できる自立した個人とコミュニティの形成が求められる中、学習により身につけた知識・技能・経験を発表・実践・活用できる仕組みづくりに取り組みます。
- ・ 学習活動で培った成果を地域に還元できるよう、指導者やボランティアの人材育成に取り組みます。

③ 家庭・学校・地域などの連携による教育力の向上

- ・ 学習成果を地域に還元する仕組みを構築することで、地域の「絆」を再構築し、家庭・学校・地域などの連携強化に取り組み、教育力の向上に努めます。

④ 読書活動の推進

- ・ 各市立図書館、地区公民館、学校などの連携や移動図書館車の運行により、きめ細やかな図書館サービスを展開し、読書活動を促進します。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
尚徳大学、鳥取市民大学の延参加者数	7,529人 (H26年度)	9,000人 (H32年度)	毎年度、前年比3%の増加をめざす。
市民1人あたりの年間図書貸出冊数	4.62冊/年 (H26年度)	5.1冊/年 (H32年度)	1年間の人口に対する総図書の貸出数の割合。

関連する個別計画など：鳥取市生涯学習推進基本方針

施策2 教育の充実・郷土愛の醸成

(1) 現状と課題

- 本市の重要な教育活動として児童・生徒がふるさと鳥取の自然や文化に直接ふれる体験活動に取り組んでいます。
- 全国学力・学習状況調査などの結果から、本市の児童・生徒の学力は、全国水準をやや上回っています。
- 不登校児童・生徒数は小中学校とも増加傾向となっています。不登校、その他問題行動などを含む学校不適応対策¹や発達障がい²などの児童・生徒に対する教育的支援・指導の充実が求められています。
- 仕事などにより、保護者が放課後に保育できない児童を対象とした放課後児童クラブへの入級児童数が増加しています。
- 子どもたちや学校を取り巻く環境は大きく変化しており、将来を見据えた新しい学校運営制度の導入など、新たな教育に取り組むことが重要です。
- 小中学校施設の耐震化は着実に進んでいますが、施設・設備の老朽化への対応や温暖化の影響による猛暑対策など、教室の環境改善も必要となっています。
- 児童・生徒の安全確保のため、事故や災害の発生に備えた対策の充実・強化が必要となっています。
- 次世代を見据えた優秀な人材の育成・確保のため、高等教育機関における教育機会のさらなる充実が必要となっています。

(2) 施策の基本的方向

心豊かで思いやりがあり、郷土を大切にすることの育成を図り、「ふるさとを思い、志をもつ子」の実現をめざします。

(3) 施策の主な内容

① 郷土愛を育む教育の推進

- ・ 本市の文化や歴史を築いてきた人物の道徳資料を推進校³で作成し、その資料を各学校の道徳の時間などに活用することにより、児童・生徒の郷土理解を深めながら、「ふるさとを思い、志をもつ子」を育てます。
- ・ 児童が市内の農山村生活を体験し、豊かな人間性や社会性などを育むとともに、ふるさとの自然や文化の素晴らしさ、人の温かさにもふれる体験を行うことにより、郷土愛の醸成を図ります。
- ・ 結婚や家族をもつことの素晴らしさを学校で教育し、妊娠・出産・子育てに対する正しい理解が得られる教育の実践を図ります。

¹学校不適応：児童・生徒が学校環境に適応できないこと、または学校環境が児童・生徒に合わないこと。

²発達障がい：LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、自閉症など。

³推進校：鳥取市の誇りとする人物の道徳資料を作成・活用し、道徳の授業改善に取り組む学校。

- ・ 「まちづくり協議会⁴」をはじめ、子どもから大人まで多くの市民が参加、参画できる「協働」の取組を促進し、地域のリーダーとなる人材を育成します。
- ・ 小中学校、地区公民館などにおける山陰海岸ジオパークを生かした出前講座、学習会などの支援に取り組みます。

② 特色ある教育の推進

- ・ 小中一貫教育の推進など、学校、家庭、地域が連携しながら教育に取り組む体制を整え、学力の向上を図ります。
- ・ 小中学校兼務教員⁵の配置など、特色ある中学校区の創造に取り組みます。
- ・ 健康と命の大切さについて学び、自らの健康を保持・増進するための教育を推進します。
- ・ ICT⁶の活用や地域創造学校⁷制度の導入、英語教育の推進など、本市独自の取組を実践します。
- ・ 英語教育に特化したモデル校の設置や中学生の海外留学など、国際感覚に優れた人材を育成します。
- ・ 市内高等教育機関や産業界との連携により、学卒者の雇用創出と市内就職率の向上を図ります。
- ・ 看護学生を対象とした支援制度を創設し、地域医療を支える医療従事者の確保を推進します。

③ 教育環境の充実

- ・ 校区再編を推進し、児童・生徒にとってより良い教育環境の充実を図ります。
- ・ 老朽化した学校施設・設備の機能改善を図りつつ、快適な学習環境を確保するため、教育環境の充実を図ります。
- ・ さまざまな災害などの発生時に、児童・生徒の安全が確保できるよう、学校防災計画の充実に取り組みます。

④ 学校支援施策の充実

- ・ 不登校など学校不適応児童・生徒の減少に向けた取組を充実します。
- ・ 小中学校の発達障がいなどのある児童・生徒に対して、適切な教育を行うための支援・指導に取り組みます。

⑤ 人権教育の充実

- ・ 最も身近に起こりうる人権問題として、いじめ問題を重点としたあらゆる人権問題の解消に取り組みます。
- ・ 感謝や思いやりの心をもち、共に生きる力の育成を図ります。
- ・ 自治力の向上と人権を大切にする正義の風土づくりを進めます。
- ・ モラルやマナー、ルールを大切にする啓発活動を推進します。

⑥ 放課後の児童育成の推進

- ・ 小学生が放課後などを安全に過ごす放課後児童クラブや、多様な体験・活動を行う放課後子ども教室を併せて実施するなど、児童の安全で安心な居場所を確保する環境づくりを進めます。

⑦ 安全な学校給食の推進

- ・ 食物アレルギー対策の実施など、安全な学校給食の供給を図ります。

⁴まちづくり協議会：地域をより良いものにしていくため、自分たちの周りでどのような課題があるかを地域住民の視点で検討し、地域が一体となって課題解決に向けて取り組む組織。

⁵小中学校兼務教員：各中学校区の教育課題に対応するため、同一中学校区内の小中学校を兼ねて指導などに当たる教員。その目的には、主に特別支援教育、生徒指導、学力向上、保健指導などがある。

⁶ICT：情報・通信に関連する技術の総称。

⁷地域創造学校：学校、保護者、地域住民が連携し、学校運営に意見を反映させることで、「協働」を通じて子どもの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める学校形態。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
「魅力ある学校づくり」を肯定的に思う児童・生徒の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 5～6年：90% ・中学校 1～3年：85% (H26年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 5～6年：95% ・中学校 1～3年：90% (H32年度) 	全市共通の4項目アンケート調査の肯定的な評価を回答した児童・生徒の割合。
不登校児童・生徒の出現率	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校：0.54% ・中学校：3.73% (H26年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校：0.3% ・中学校：2.0% (H32年度) 	30日以上欠席した児童・生徒の割合。
放課後児童クラブ数 ・受入人数	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ数：47クラブ ・受入人数：1,947人 (H26年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ数：59クラブ ・受入人数：3,303人 (H32年度) 	市内放課後児童クラブとその受入人数。増加する入級希望者の受入を図る。

関連する個別計画など：鳥取市教育振興計画

施策3 スポーツ・レクリエーションの振興

(1) 現状と課題

- 体力の向上、ストレス発散など市民の健康づくりに対するニーズの高まりや自由時間の増加などから、誰もがいつでもどこでも気軽に参加できる生涯スポーツやレクリエーションへの関心が高まっています。
- 本市独自の「市民体育祭⁸」や、各小学校区単位で運動会が実施されるなど、地域において市民が主体となった活動が展開されています。
- 学習塾など学校外の学習活動や室内遊び時間の増加など、子どもを取り巻く生活環境の変化により、子どもの体力の低下が懸念されています。
- 市民の主体的な活動を支援し、子どもから高齢者まで、世代や興味、関心に応じて、生涯にわたりスポーツやレクリエーションに参加できる環境づくりが必要です。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けたキャンプ地誘致活動、Jリーグなどのプロスポーツの試合開催、鳥取マラソンの開催などによりスポーツ振興の機運を高め、交流人口を拡大させるスポーツイベントに取り組むことが必要です。

(2) 施策の基本的方向

誰もがいつでもスポーツを楽しむ機会やレクリエーション活動を実践できる環境を整え、スポーツやレクリエーション活動を通じて、健康で豊かな人生を送ることができるとまちづくりを進めます。

(3) 施策の主な内容

① スポーツ運動の推進

- ・ スポーツやレクリエーション活動を行う環境の充実を図ります。
- ・ 鳥取市体育協会を中心とした各種スポーツ団体との連携により、青少年のスポーツへの関心を高め、健全育成や競技人口の増加を図ります。
- ・ 市民体育祭やスポーツレクリエーション祭⁹など、市民が気軽に参加できる行事の開催を推進します。

② 地域活力の創出に向けたスポーツ振興

- ・ 各種スポーツ大会などの誘致による交流人口の拡大、地域スポーツのレベルアップを図ります。

⁸市民体育祭：「市民の体育の向上と体力の増進、健康で明るい生活づくり」を目的に、昭和33年から開催。すべての市民が参加できる小学校区対抗形式の大会。

⁹スポーツレクリエーション祭：子どもから高齢者まで生涯を通じて市民が気軽にニュースポーツやレクリエーションを楽しみながら健康づくりと交流を深めることを目的に、平成2年度から開催してきたスポーツイベント。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
市民体育祭の延参加者数	23,713人 (H27年度)	25,000人 (H32年度)	市民体育祭の延参加者総数
スポーツレクリエーション祭の参加者数	926人 (H27年度)	1,200人 (H32年度)	スポーツレクリエーション祭の参加者総数
鳥取マラソン大会へのエントリー者数	3,394人 (H26年度)	5,000人 (H32年度)	鳥取マラソンへのエントリー者数。

関連する個別計画など：鳥取市生涯学習推進基本方針

まちづくりの目標 1

安心して出産・子育てができ、すべてのひとが住みやすいまち
一政策 2 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

施策 1 結婚・出産・子育て支援

(1) 現状と課題

- 本市の出生数は減少傾向にあり少子化が進展しています。少子化の一因と考えられる未婚者の増加を抑制するとともに、安心して妊娠、出産、子育てができる支援体制の充実を図っていくことが大切です。
- 核家族化の進展、ひとり親家庭や共働き世帯の増加、親同士のコミュニケーションの不足、育児における孤立感や不安感などから、子育てを取り巻くさまざまな問題が発生しています。
- 基本的な生活習慣が身につけていない子ども、戸外での遊びなど運動経験の少ない子どもが増加する傾向にあります。
- 病気や障がいのある子どもや発達に困難感を抱える子どもへの発達支援は、家庭、保育園・幼稚園、小学校と生活の場が変化しても途切れることなく継続することが望まれています。
- 子育ては家庭や親だけが担うのではなく、家庭、地域、企業、NPO¹⁰など社会全体で応援していくことが重要です。

(2) 施策の基本的方向

結婚・妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援を行います。
また、保健、医療、福祉、教育が連携した健康・子育てなどの総合支援拠点の整備や体制の構築を図り、すべての人が健康に暮らせ、子育てしやすいまちづくりを進めます。

(3) 施策の主な内容

- ① **新たな出会いの場づくりと結婚支援** 
 - ・ 結婚へのきっかけづくりを応援する取組を推進します。
 - ・ 「すごい！鳥取市婚活サポートセンター」¹¹やまちづくり団体などによる出会いの場づくりを支援し、出会いから結婚まで切れ目のないサポートを実施します。
- ② **妊娠・出産・子育ての包括的支援の充実** 
 - ・ 妊産婦などの支援ニーズに応じ、母子保健相談や産前・産後サポート、産後ケアなど、妊娠から出産・子育て期まで切れ目のない包括的な支援を充実します。
 - ・ 乳児一時預かり、母子ショートステイ¹²など妊娠、出産の支援を充実します。
 - ・ 乳幼児健診の実施や保健師などによる家庭訪問など、子育て相談体制を充実します。

¹⁰NPO：Non-Profit Organization の略で、利益の再配分を行わない組織・団体一般（非営利団体）のこと。

¹¹すごい！鳥取市婚活サポートセンター：結婚を望む独身男女の出会いの創出から成婚までのトータルサポートを行うため、県内で初めて行政と地元企業が連携し、婚活支援を目的に平成 26 年 11 月に設立された組織。

¹²母子ショートステイ：出産後のホルモンの変化や育児に関する不安など、心や体が不安定になりやすい時期に一定期間、産婦人科医療機関に母子と一緒に宿泊し、安心して過ごしながら母乳や育児の方法について、助産師などの専門職による具体的な助言・指導を受け、家庭での子育てが不安なく行えるよう支援するサービス。

- ・ 子どもを望みながらも妊娠が困難な方や不妊症¹³のため、子どもをもつことが困難な方に対し、検査費や治療費の支援を行います。
- ・ 産後デイサービス¹⁴の開設に取り組みます。

③ 待機児童ゼロの継続と子育てサービスの充実



- ・ 一時預かり保育、休日保育、病児・病後児保育、延長保育など特別保育の充実や放課後児童対策を推進します。
- ・ 小児特別医療費助成制度により子どもの医療費の軽減を図ります。
- ・ 子育て世帯の保育料の軽減を図ります。
- ・ 中核市移行に伴い、駅南庁舎を活用して、保健、医療、福祉、教育が連携した健康・子育てなどの総合支援拠点を整備します。
- ・ 保育園などの耐震化や老朽化による改修などを計画的に行うとともに、定員増や地域型保育事業¹⁵所の設置に取り組みます。
- ・ 小学生が放課後などを安全に過ごす放課後児童クラブや、多様な体験・活動を行う放課後子ども教室を併せて実施するなど、児童の安全で安心な居場所を確保する環境づくりを進めます。(再掲)

④ 家庭、地域の子育て力の向上

- ・ 家庭で育児をしている保護者が集える場所や相談体制の充実を図ります。
- ・ ひとり親家庭など、特別な支援を必要とする家庭への支援の充実を図ります。
- ・ 親子に直接ふれあう機会が多い地域の人々との関わりや、親子で参加できるコミュニティ活動の実施など、地域のなかで交流でき、地域ぐるみで子育てできる環境づくりを推進します。

⑤ 児童虐待防止の取組強化

- ・ 妊娠期からの相談支援体制の充実を図り、児童虐待の予防、早期発見・早期対応に取り組めます。
- ・ 子どもを守る地域ネットワークの充実を図ります。

⑥ 発達障がいなどの相談支援・療育体制の充実

- ・ 発達に困難感を抱える子どもに対する発達支援員や心理相談員、相談支援専門員による相談支援を充実します。また、幼児から児童・生徒まで継続した相談支援を行います。
- ・ 発達支援が必要とされる子どもに対する療育の充実を図ります。
- ・ 小中学校で、発達障がいなどのある児童・生徒が、適切に教育を受けられるよう相談支援に取り組めます。
- ・ 保健、医療、福祉、教育の連携による、切れ目のない新たな発達支援体制を構築します。

⑦ 仕事と生活の調和の推進



- ・ 結婚・出産・子育てなどにより一度休職（離職）し、職場復帰（再就職）を希望している求職者を支援し、地域の企業で働く機会を提供します。
- ・ 市内企業など関係機関と連携し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス¹⁶）に配慮した働きやすい環境づくりを推進します。

¹³不妊症：妊娠はするが流産、死産や新生児死亡などを繰り返し、結果的に子どもをもてないこと。

¹⁴産後デイサービス：出産後の母子を対象に、心身のケアや育児のサポートなど専門職による相談支援などを行うサービス。

¹⁵地域型保育事業：施設（原則20人以上）より少人数の単位で0歳児から2歳児までの子どもを預かる事業。子ども・子育て支援新制度において新たに市町村の認可事業とされたもので、小規模保育、事業所内保育、家庭的保育、居宅訪問型保育の4つのタイプがある。

¹⁶ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
「子育てを楽しい」と思う市民の割合	父親 87.3% 母親 84.8% (H26 年度)	父親 90% 母親 88% (H31 年度)	市民アンケート調査で中程度の評価より高い回答をした市民の割合。
待機児童の数	0 人 (H26 年度)	0 人 (H32 年度)	保育園に入園できない状態にある児童の数。

関連する個別計画など：鳥取市子ども・子育て支援事業計画、鳥取市民元気プラン、鳥取市保健所設置基本構想

まちづくりの目標 1

安心して出産・子育てができ、すべてのひとが住みやすいまち
一政策3 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり

施策1 健康づくり、疾病予防の推進

(1) 現状と課題

- 心と身体の健康は、豊かな人生を支える基本であり、健康で生きがいをもった心豊かな生活を送ることができる「健康寿命¹⁷の延伸」が求められています。
- がんや糖尿病・COPD¹⁸など生活習慣病対策には、予防と早期発見・早期治療が重要です。そのためには、市民一人ひとりが、健康づくりや生活習慣病予防の必要性を認識するとともに、健診を受診するという行動につなげる取組が必要です。
- 市民が身近な地域で、気軽に健康づくりに参加できる仕組みづくりを進めることにより、健康への関心を高め、疾病予防などの保健事業を推進する必要があります。
- 今後も、市民の主体的な健康維持・増進の取組を支援するとともに、生活習慣病の発症と重症化予防を目的とした、脳血管疾患・心臓病・腎臓病などの発症リスクがある人への個別支援体制の充実が必要です。

(2) 施策の基本的方向

健康寿命の延伸に向けて、市民が健康づくりや疾病予防に自発的に取り組める環境を整え、自らが健康を守り、いつまでもいきいきと元気に暮らせるまちづくりを進めます。

(3) 施策の主な内容

① 健康づくりの推進

- ・ がんや糖尿病など生活習慣病予防対策（運動、食習慣、歯の健康、禁煙対策）を推進します。
- ・ 特定保健指導¹⁹やハイリスク者への保健指導など、健診結果をもとに自分の生活習慣を見直し、自らの健康づくりを考える場を提供します。
- ・ 生涯にわたって健全な食生活を実践し、健全な心身と豊かな人間性を育てていくために、あらゆる世代において食育を推進します。

② 疾病予防の推進

- ・ 生活習慣病の発症と重症化予防のため、継続した保健指導を推進します。
- ・ 各種予防接種を実施し、病気を予防する対策を推進します。
- ・ がんや糖尿病・COPDなど生活習慣病予防に関する正しい知識を普及啓発します。

③ 特定健康診査²⁰、がん検診の推進

- ・ 特定健康診査、がん検診などの未受診者対策を推進するなど、受診者の増加に努め、疾病の早期発見を図ります。

¹⁷健康寿命：日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。

¹⁸COPD：慢性閉塞性肺疾患と呼ばれ、細い気管支に始まる炎症が原因といわれ、肺気腫や慢性気管支炎などをいう。

¹⁹特定保健指導：特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症の危険が高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して、生活習慣を見直す支援を行うもの。

²⁰特定健康診査：平成20年4月より始まった40歳から70歳までの公的医療保険加入者全員を対象とした健診制度。

- ・ 特定健診、がん検診、特定保健指導などについて、無料クーポン券の配布や休日健診など、市民が健診・指導を受けやすい体制を整備します。
- ・ がん検診の精密検査受診率を向上させ、がんの早期発見を推進します。

④ 心の健康づくりの推進

- ・ 家庭や学校、地域における心の健康づくりを支援します。
- ・ うつ病などの心の病気に対する対策を推進し、自死予防を推進します。
- ・ 地域の人々がお互いに心をかよわせ助け合う、ふれあいのある地域づくりを推進します。

⑤ 健康・子育てなどの総合支援の拠点整備



- ・ 中核市移行に伴い、駅南庁舎を活用して、保健、医療、福祉、教育が連携した健康・子育てなどの総合支援拠点を整備します。(再掲)

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
胃・肺・大腸がん検診	37.8% (H26年度)	50% (H32年度)	各検診などの受診率(国の基準: 69歳以下受診率。子宮・乳がん検診は2年に1回の受診率)。特定保健指導は利用率。現状は平成26年度の推計値。 (「がん検診の精密検査」は平成25年度実績値)
子宮・乳がん検診	49.7% (H26年度)	50% (H32年度)	
特定健康診査(国保)	29.8% (H26年度)	60% (H32年度)	
特定保健指導(国保)	41.9% (H26年度)	60% (H32年度)	
がん検診の精密検査	89.1% (H25年度)	92% (H32年度)	
「疾病予防対策・医療サービス」に対する市民満足度	57.7% (H26年度)	70% (H31年度)	市民アンケート調査で中程度の評価より高い回答をした市民の割合。
生活習慣病ハイリスク者への保健指導率	96% (H26年度)	100% (H32年度)	特定健康診査の結果がハイリスク値であった方への保健指導の実施率。

関連する個別計画など：とっとり市民元気プラン、鳥取市食育推進計画・食育事業実施計画、鳥取市保健所設置基本構想

施策2 地域包括ケアの推進

(1) 現状と課題

- 単身世帯や介護・支援を必要とする高齢者が増加しています。住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送るためには、地域全体で高齢者や障がいのある人を支え、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて構築していく必要があります。
- 市民一人ひとりの命と暮らしを支えるためには、市民の主体的な取組とともに、保健、医療、福祉機関が個別にもつ情報を共有するなど、効果的な連携・協力体制を充実する必要があります。
- 地域での医師不足は日本全体の大きな課題となっています。医師の確保対策や医療機関同士の相互連携と、かかりつけの診療所の利用や適切な救急医療へのかかり方など、市民自らの力で地域医療を守る必要があります。

(2) 施策の基本的方向

医療・介護・住まい・生活支援サービスなどの「地域包括ケア」を提供するため、行政や医療・介護関係者が連携し、それぞれの役割を果たしていきます。併せて、地域に暮らす人々が互いに支え合える体制づくりを進め、住み慣れた地域で最後まで安心して暮らし続けることのできるまちづくりを進めます。

(3) 施策の主な内容

① 在宅医療と介護の連携の推進

- ・ 介護を必要とする状態になっても在宅で生活できるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。
- ・ 医療機関と介護サービス事業者などとの相互の情報共有の仕組みを検討し、きめ細やかな介護サービスと医療サービスの提供ができるよう取組を進めます。
- ・ 鳥取県東部1市4町で、在宅医療・介護連携に関する取組を連携し進めます。

② 認知症施策の推進

- ・ 認知症に関する知識の普及啓発を推進します。
- ・ 認知症の方やその家族、地域住民、専門職など、誰もが気軽に集うことができる認知症カフェ²¹の設置を支援します。
- ・ 認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

③ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

- ・ 地域・福祉活動コーディネーター²²、となり組福祉員²³などとの連携強化を推進します。

²¹認知症カフェ：認知症の方やその家族、介護・医療の専門家、地域住民が集い、お茶を楽しみながら交流や情報交換を行う集いの場。

²²地域・福祉活動コーディネーター：各地区公民館などに拠点を置き、地域住民の相談窓口、支え合いマップの作成（地域で日常の人の動きを地図に図示し、課題の発見、解決方法を探したりするためのもの）や介護予防のため各地域で行われるサロンの育成支援などにボランティアであたる人。

²³となり組福祉員：となり近所に目を配りながら地域の福祉問題を早期に発見し解決につなげるほか、地域の福祉ニーズの把握・福祉施策の普及啓発などを行う者。町内の小グループ（班単位）に1人選出される。

- ・ 高齢者が地域のなかで社会的な役割をもつことで、生きがいづくりや介護予防につながる取組を進めます。
- ・ 高齢者のバス利用料負担の軽減などにより、高齢者の閉じこもり予防と積極的な社会参加などを促進します。
- ・ 福祉有償運送²⁴、過疎地有償運送²⁵の安定的な供給と地域福祉の向上を図ります。

④ 高齢者の生活を支える住まいとサービスの確保

- ・ 高齢者の自宅での生活継続を支援する介護・医療・生活支援サービスなどの基盤整備を推進します。
- ・ 高齢者が自宅での生活継続が困難となった場合に、必要に応じて住み替えが可能となるよう、おおむね日常生活圏域ごとに、介護・医療と連携し高齢者の生活を支援するサービス付き高齢者向け住宅²⁶、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム²⁷などの施設・居住系サービスを整備します。

⑤ 地域医療体制の充実

- ・ 地域がん診療連携拠点病院²⁸を中心とした、がん対策やがん治療体制の充実に努めます。
- ・ 手術や入院治療を中心とする医療機関（二次医療）とかかりつけの診療所や開業医（一次医療）との連携（診療連携）や二次医療機関同士の連携（病院連携）を強化し、地域内の各医療機関がその機能を最大限に発揮しつつ、相互の連携により地域全体で継続的かつ効果的、効率的な医療を提供できる体制を推進します。
- ・ 佐治町国民健康保険診療所への県からの医師派遣の継続など、地域の身近な医療機関の安定運営に努めます。
- ・ 公立病院として医療体制の充実に努めるため、鳥取市立病院の医師確保に努めます。

（４）評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
地域包括ケアシステムの構築	—	地域包括ケアシステムの構築による切れ目ない支援を推進します。 (H32年度)	左記のとおり

関連する個別計画など：第6期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画

²⁴福祉有償運送：NPO法人などが道路運送法上の登録を行い、要介護者や高齢者、身体障がい者など、一人では一般の公共交通機関の利用が困難な人を、自家用自動車（主に福祉車両）を使用して個別に輸送するサービス。

²⁵過疎地有償運送：NPO法人などが交通空白地域や路線バスの本数が少ない過疎地域などにおいて、自家用自動車を使用して行う運送サービス。

²⁶サービス付き高齢者向け住宅：ケアの専門家が常駐し、高齢者の安否確認や生活相談サービスなど、安心して生活できる住まいづくりを提供する住宅の形態。

²⁷認知症高齢者グループホーム：認知症の高齢者が定員9人以下の少人数で共同生活をしながら、家庭的な環境と地域との交流の中で、入浴・排泄・食事の介護など日常生活上の世話と機能訓練などのサービスを受ける介護保険の指定施設。原則として、施設所在地の市町村に住んでいる要支援2以上の認知症の高齢者が利用対象となる。

²⁸地域がん診療連携拠点病院：がん患者の生存率を高める目的で全国に整備された病院のことで、各地域の医療機関のなかからがん診療の基準を満たしている病院を県が推薦し、国が認める形で指定するもの。

施策3 障がいのある人の自立支援

(1) 現状と課題

- 老年人口の増加に伴い、障がいのある人やその家族の高齢化も進むため、障がいのある人が住み慣れた地域で自立して生活していくための支援の充実が必要です。
- 障がいのある人やその家族が自立した生活を送るためには、障がいのある人一人ひとりの心身の状態や生活実態を踏まえた適切な生活支援を行っていく必要があります。

(2) 施策の基本的方向

障がいのある人が、個々の能力や個性に応じ、生きがいをもって自立した生活を送ることができるよう、相談支援体制の強化や障がい福祉サービスの充実を図ります。

(3) 施策の主な内容

① 地域における相談支援体制の充実

- ・ 地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援事業所」を設置し、相談支援機能の強化を図ります。
- ・ 指定相談支援事業所などの関係機関や地域で活動する身体障がい者・知的障がい者相談員、民生・児童委員などと連携を図り、支援の充実に努めます。

② 障がい児支援の充実

- ・ 地域療育の拠点となる施設において、障がい児に対する在宅療育に関する相談や援助、障害福祉サービスの情報提供を行うなど、療育支援体制の充実に努めます。
- ・ 地域において、障がい児とその家族を支えていく体制を整備するとともに、保健・医療・福祉・教育・就労支援などの関係機関が連携し、乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期などのライフステージに応じた支援に努めます。

③ 経済的自立への支援

- ・ 障がい者が地域で安定した生活を送るためには、就労の機会が重要であり、働く意欲のある障がい者が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、県やハローワークなど雇用関係機関と連携した就労支援を進めます。
- ・ 障がい者が継続的に職場定着するために、障がい者や事業主の相互理解のもと、就労を支援する障害者就業・生活支援センターや労働、福祉、教育などの関係機関と連携し、就業面と生活面での支援や相談体制の充実を図ります。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
相談支援体制の充実	10ヶ所 19人 (H26年度)	12ヶ所 21人 (H32年度)	相談支援事業所数と相談員数。

関連する個別計画など：鳥取市障がい者計画、第4期鳥取市障がい福祉計画

施策4 安心できる社会保障制度の運営

(1) 現状と課題

- 景気の低迷による生活困窮者の急増により、生活保護申請者数、受給者数の増加に伴い、各世帯の実情に応じた自立支援強化策を引き続き講じることが求められています。
- 全国的な国保財政の悪化を背景に、医療保険制度改革による国の財政負担の拡充、国保の財政責任主体の都道府県化など、持続可能な医療保険制度の構築が進められています。
- 要介護や要支援認定者の増加に伴い、介護保険給付が今後さらに増大することが見込まれ、保険料や財政負担の増大が課題となっています。そのなかで、国は保険給付の効率化・重点化を行うことで、制度の持続可能性を高める改革を進めています。

(2) 施策の基本的方向

国民健康保険事業や介護保険事業の健全運営と生活保護制度の適正かつきめ細かい実施に努め、誰もが健康で安心して生活を営むことができるセーフティネットを確立し、市民生活を守ります。

(3) 施策の主な内容

① 生活保護制度の適正運営と自立支援の推進

- ・ 民生児童委員や医療福祉機関など関係機関との連携をさらに深め、生活保護行政の体制を整え、真に生活保護を必要とする市民の把握に努めるとともに、生活相談、健康相談や就労相談などの適切できめ細やかな実施体制により、安定した自立生活に向けた支援を行います。
- ・ 生活保護受給者の実態に応じた適切な就労支援を通して、経済的自立を支援します。
- ・ ジェネリック医薬品²⁹の利用促進などによる医療扶助費の適正化を図ります。

② 国民健康保険事業の健全な運営

- ・ 生活習慣病予防などによる疾病の重症化防止、ジェネリック医薬品の利用促進などによる医療費の適正化に努め、被保険者の負担軽減を図ります。
- ・ 各種健診、健康づくり事業などの充実により、被保険者の健康増進を図ります。
- ・ 国の国保料軽減制度の適用、国保料収納率の向上対策などにより、保険料負担の公平化に努めます。
- ・ 財政責任主体の都道府県への移行に向け、円滑な事務移管を進めます。

③ 介護保険事業の健全な運営

- ・ 介護給付適正化事業のうち、国が推奨する「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「住宅改修などの点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の主要5事業を中心に、保険給付の適正化に取り組みます。
- ・ 県と連携した介護サービス事業者に対する指導監督の強化により、サービスの質の向上と保険給付の適正化を図ります。
- ・ 高齢者の介護予防事業を強化し、健康寿命の延伸と保険給付の増大抑制に努めます。

²⁹ジェネリック医薬品：成分そのものやその製造方法を対象とする特許権が消滅した先発医薬品について、特許権者ではなかった医薬品製造会社があるの特許の内容を利用して製造した同じ主成分を含んだ医薬品。

- ・ 介護保険料収納率の向上対策などにより、保険料負担の公平化に努めます。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
医療扶助費における調剤のうちジェネリック(後発薬品)におきかえ可能な薬の数量の割合	65.1% (H26年度)	75.0% (H32年度)	本市の現状からみて中期目標として達成すべきと考える水準。
鳥取市国民健康保険における調剤に占めるジェネリック医薬品(数量ベース)の割合	57.26% (H26年度)	70.0% (H32年度)	本市の現状からみて中期目標として達成すべきと考える水準。

※ジェネリック医薬品のない先発医薬品分を除く。

関連する個別計画など：第6期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画

まちづくりの目標1

安心して出産・子育てができ、すべてのひとが住みやすいまち
一政策4 互いの人権を尊重する心豊かな社会づくり

施策1 人権意識の醸成

(1) 現状と課題

- 本市では、平成23年に「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。平成25年4月に「鳥取市人権施策基本方針」の第1次改訂を行い、差別のない明るい人権尊重都市鳥取市の実現をめざして、市民、企業、市民啓発団体などと協働しながら、市民の人権意識の高揚を図るための施策を総合的かつ計画的に推進しています。
- 依然として、同和問題をはじめ女性、障がいのある人、子ども、高齢者、外国人、病気に関わる人の人権問題などが存在しており、また、インターネットによる悪質な書き込みの発生やヘイトスピーチ³⁰、東日本大震災の避難者に対する人権侵害も発生しています。

(2) 施策の基本的方向

市民一人ひとりが、人権の尊重される社会を築き上げる担い手であることを認識し、お互いの異なる考え方や生き方を認め合い、人権侵害のない心豊かな、明るい人権尊重都市の実現をめざします。

(3) 施策の主な内容

① 人権意識の啓発と人権施策の推進

- ・ 「鳥取市人権施策基本方針」に基づき、市民の人権意識の高揚と人権施策を推進し、あらゆる人権課題解決への取組を総合的に進めます。

② 市民の人権啓発活動の支援

- ・ 鳥取市人権教育協議会など各種団体と協働し、人権啓発活動の促進・支援を図ります。

③ 人権福祉センター事業の推進

- ・ 人権啓発や多様で複雑化する市民からの相談業務などの推進を図ります。

④ 人権教育の充実

- ・ 最も身近に起こりうる人権問題として、いじめ問題を重点としたあらゆる人権問題の解消に取り組みます。（再掲）
- ・ 感謝や思いやりの心をもち、共に生きる力の育成を図ります。（再掲）
- ・ 自治力の向上と人権を大切にす正義の風土づくりを進めます。（再掲）
- ・ モラルやマナー、ルールを大切にす啓発活動を推進します。（再掲）

³⁰ヘイトスピーチ：人種や民族、宗教など特定の属性を有する集団をおとしめたり、差別や暴力行為をあおったりする言動。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
「人権が尊重されている」と思う市民の割合	36.7% (H26年度)	50% (H31年度)	市民アンケート調査で中程度の評価より高い回答をした市民の割合。
企業研修派遣件数	210件 (H26年度)	220件 (H32年度)	企業などからの講師派遣依頼により、人権教育推進員が実施する企業内人権研修の派遣件数。
小地域懇談会参加者数	8,158人 (H26年度)	9,000人 (H32年度)	各地区同和教育推進協議会などが開催する地域住民を対象とした小地域懇談会の参加者数。

関連する個別計画など：鳥取市人権施策基本方針

施策2 男女共同参画社会の形成

(1) 現状と課題

- 本市は、平成14年に「男女共同参画都市宣言」を行うとともに、「鳥取市男女共同参画推進条例」を制定し、家庭、地域、職場などにおけるあらゆる活動において、性別にとらわれることなく、対等な立場に立って、女性と男性がともに喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の形成に取り組んでいます。
- 従来から女性の就業率が高く、さまざまな分野への女性の参加が進んでいます。一方、職場や家庭、地域では男女の固定的な性別役割分担意識が残っています。
- 社会のあらゆる活動において、性別にとらわれず、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会形成の促進に積極的に取り組むことが必要です。

(2) 施策の基本的方向

性別にかかわらず、一人ひとりが個人として尊重され、自らの意志によって学校、家庭、地域、職場などあらゆる分野に参画する機会があり、すべての人々が個性と能力を十分に発揮できる、男女共同参画社会の形成をめざします。

(3) 施策の主な内容

① 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

- ・ 鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」を拠点とした啓発講座を実施します。
- ・ 子どもの頃から各世代にわたり、男女共同参画意識の啓発活動を充実させるとともに市民意識の向上を図ります。

② あらゆる分野での女性の活躍促進

- ・ 地域で活躍する女性リーダーを育成するとともに、男女共同参画の視点で活躍する地域のNPO団体を支援するなど、女性の地域での活躍を推進します。
- ・ 企業との連携により、職業生活と家庭生活の両立支援となる各種制度が利用しやすい職場環境の整備、所定外労働時間の短縮や多様な就労形態の普及など、男性を含めた働き方改革を進めます。

③ 生涯を通じた女性の安全・安心の確保

- ・ 「性と生殖に関する健康と権利」の考え方について、情報提供や学習機会の充実に努めます。
- ・ 男女のニーズの違いなど、男女共同参画の視点を取り入れた平常時からの防災体制の整備に努めます。
- ・ 女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、啓発活動を充実します。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
「社会全体で男女の地位が平等になっている」と思う割合	18.7% (H26 年度)	30%以上 (H32 年度)	「男女共同参画に関する意識調査」の結果。
女性の審議会委員登用率	31.3% (H26 年度)	40%以上 (H32 年度)	女性の政策・方針決定過程への参画状況を見る指標として、審議会委員への登用率 40%以上をめざす。

関連する個別計画など：第3次鳥取市男女共同参画かがやきプラン

まちづくりの目標 2

新しいにぎわいのあるまち

一政策 1 地域経済の再生と産業の底上げ

施策 1 雇用の創造・人材の確保

(1) 現状と課題

- 鳥取県東部地域の有効求人倍率は、平成 27 年 8 月末時点で 1.07 倍と回復傾向にあります。
- 本市への企業誘致は着実に進んでおり、今後、正規雇用の求人の増加が見込まれるため、企業が求める人材の確保が必要です。
- 世界経済が環境・エネルギーなどの成長産業へ移行していることを踏まえ、地域の特性を生かしながら、今後成長が見込まれる産業において、雇用創造へ向けた取組が必要です。
- 「第 3 次鳥取市経済再生・雇用創造戦略³¹」を策定し、本市の経済再生・雇用創造を強力に進める産業施策・雇用施策に取り組んでいます。
- 地域産業を支える優秀な人材の育成や求人側と求職側のマッチング機会をより多く提供することにより、雇用環境を改善していくことが必要です。

(2) 施策の基本的方向

成長産業や地域資源を活用した産業を育成し、バランスのとれた産業構造の構築を図るとともに、企業が求める人材の確保に努めます。

(3) 施策の主な内容

① 経済再生のための成長産業の創出

- ・ 成長分野を中心とした企業誘致、新技術開発、新分野への進出促進などを支援することにより、成長産業の創出と産業の再構築を図ります。

プロジェクト名	内 容
企業立地推進プロジェクト	成長産業の企業誘致と基盤整備
新産業創造プロジェクト	新技術の開発、新分野への進出など新産業の創出

② 地域資源活用による産業創出

- ・ 農林水産業、観光産業など地域資源の活用を加速させ、産業の活性化を図ります。

プロジェクト名	内 容
農林水産業振興プロジェクト	6 次産業化 ³² など農林水産資源の活用
ビジットとっとり推進プロジェクト	観光資源の活用による観光客の誘致
観光関連産業振興プロジェクト	観光関連産業の振興
地域資源販路拡大推進プロジェクト	新商品の開発とブランド化の推進

³¹第 3 次鳥取市経済再生・雇用創造戦略：市民、企業、経済団体・産業支援機関などと連携し、本市の経済再生・雇用創造を強力に進めるために取り組む経済・産業政策をまとめたもの。

³²6 次産業化：1 次産業としての農林漁業、2 次産業としての製造業、3 次産業としての小売業などに係る事業の総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

③ 地域課題解決による産業創出

- 産業人材の育成、雇用のマッチング、地域の活性化など地域課題を解決し、経済の好循環化を進めることにより、産業の活性化を図ります。

プロジェクト名	内 容
人材育成・マッチング推進プロジェクト	人材育成、雇用のマッチング
環境対策推進プロジェクト	資源循環による産業の活性化
地域福祉・健康プロジェクト	福祉増進による産業の活性化
まちづくり・地域コミュニティ活性化プロジェクト	にぎわい創出、課題解決

④ 人材育成・確保の推進



- 進学者などに対して、市内就職情報を配信するサポート制度の構築を図ります。
- 移住定住相談員と連携し、県外在住者へ市内企業の情報発信や交流機会を提供するとともに、市内学生への市内企業PRを行い、地元就職の促進を図ります。
- 県主催の人材育成研修を受講し、本市の無料職業紹介所の斡旋による市内企業への就職希望者に奨励金を支給し、企業が求める人材の確保を図ります。
- 伝統工芸などの技術の伝承を目的に、後継者の受入を行う事業者と研修従事者を支援します。
- とっとり若者インターンシップ³³などにより、就労経験の少ない求職者と事業者の橋渡しを行い、若者の職場定着を支援します。
- 地区公民館で大学生インターンシップを受け入れ、若い感性を取り入れた活動を推進し、まちづくりに積極的に参画する人材を育成します。
- 高齢者の豊富な経験や資格・技能を生かした鳥取市シルバー人材センターの運営を支援し、元気シニアの活躍の場づくりを進めます。
- 「鳥取みらい雇用創造ぷらん³⁴」に基づき、先進事例紹介や雇用創出実践メニューで開発された技術などの公開セミナーの開催、新たな求人にもマッチする求職者向け人材育成研修などを実施し、人材の確保を図ります。
- 障がい者の就業・生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターしらはまをはじめ、国・県などの関係機関と連携を図りながら、障がい者の就業支援を行います。

⑤ 仕事と生活の調和の推進



- 結婚・出産・子育てなどにより一度休職（離職）し、職場復帰（再就職）を希望している求職者を支援し、地域の企業で働く機会を提供します。（再掲）
- 市内企業など関係機関と連携し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮した働きやすい環境づくりを推進します。（再掲）

（４）評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
正規雇用の創造数	1,203人 (H26年度)	5,000人以上 (H28～H32年度)	5年間（平成28年～平成32年）での正規雇用目標数。

関連する個別計画など：第3次鳥取市経済再生・雇用創造戦略

³³インターンシップ：学生などに一定期間、企業などのなかで就業体験の機会を提供する制度。

³⁴鳥取みらい雇用創造プラン：IT関連分野の人材育成や農産物、観光などの地域資源を活用した地場産業の振興などにより、雇用創造をめざす事業構想。

施策2 工業の振興

(1) 現状と課題

- 鳥取自動車道の全線開通に伴い、関西圏・山陽圏・中京圏とのつながりを生かした企業誘致を積極的に進めていくなかで、企業立地を促進する新たな工業団地の整備・検討が必要です。
- 成長分野における産業創造や農商工連携³⁵・産学金官連携³⁶による新技術・新製品の開発など、地元中小企業などの新たな展開・チャレンジを促進・支援しながら、本市経済の再生・活性化を図ることが重要となっています。
- 鳥取自動車道の全線開通など、本市の地域経済を取り巻く環境が変わる中、「第3次鳥取市経済再生・雇用創造戦略」を策定し、市民・企業・経済団体などと連携を図り、戦略的な地域経済の再生に取り組んでいます。

(2) 施策の基本的方向

鳥取自動車道の全線開通、山陰自動車道、山陰近畿自動車道の事業進捗や企業のリスク分散の動きなどを受け、工業団地の整備を進め、積極的な企業誘致を推進します。また、食品加工産業や医薬品製造産業、自動車・航空機関連産業と地元既存企業との連携や6次産業化・農商工連携などを促進し、地域資源を活用した産業の底上げを進めます。

(3) 施策の主な内容

① 企業誘致活動の推進

- ・ 産業構造の高度化や雇用の拡大、地元企業の発展につながる企業誘致、成長が見込まれる分野の企業誘致を重点的に推進します。
- ・ 貸工場、貸用地、空き工場の活用など、企業ニーズに合わせた戦略的な企業誘致活動を行います。
- ・ 市内に工場の新規立地、増設を行う企業に対して、鳥取市企業立地促進補助金³⁷や鳥取市企業立地促進資金融資制度³⁸などによる支援を行います。
- ・ 誘致企業とのビジネスマッチングにより、地元製造業の成長分野への参入と受注拡大を推進します。

② 新たな工業団地の検討

- ・ 「河原インター山手工業団地」と「布袋工業団地」への企業誘致と併せ、西部地域を対象に企業立地の受け皿となる新たな工業団地の整備を検討します。

③ 成長産業の振興

- ・ 電力の開発支援や小売を实践する市出資会社の設立などにより、エネルギーの地産地消を推進します。

³⁵農商工連携：農林漁業者と商工業者などが通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを生かして売れる新商品・新サービスの開発、生産などを行い、需要の開拓を行うこと。

³⁶産学金官連携：企業（産）が、技術やノウハウ、アイデア、人材、高度な専門知識をもつ大学など（学）や金融機関（金）、公設試験研究機関など（官）と連携して、新製品開発や新事業創出を図ること。

³⁷鳥取市企業立地促進補助金：企業の立地を促進し、産業構造の高度化と雇用機会の拡大を図るため、本市に工場、事業所、研究所または研修所を新設、増設する企業に対し交付する補助金。

³⁸鳥取市企業立地促進資金融資制度：企業立地の促進や雇用機会の拡大を図ることを目的に、市内の工業団地などに工場などの新設、増設若しくは移転を行う企業などに対して、その必要資金の一部を融資すること。

- 地元企業の競争力強化となる新たな技術や新製品開発の取組について、産学官連携などにより促進を図るとともに、販路拡大を支援します。
- 食品加工産業における付加価値の高い新商品開発を、農商工連携など異業種の交流を
図りながら促進します。

④ 中小企業・事業者の支援

- 中小企業者が自社の製品や技術などを売り込むための展示会・商談会への出展を支援
します。
- 因州和紙や陶磁器などの伝統産業の振興を図るため、後継者の育成や事業拡大に伴う設備導入などへの支援とともに、ブランド化・情報発信・販路拡大の取組を促進します。

⑤ 経済団体、金融機関、大学、産業支援機構などとの連携

- 成長産業の振興に向けた新産業の創造や企業誘致などを強力に進めるため、商工会議所、各商工会、中小企業団体中央会などの経済団体や金融機関、鳥取大学、公立鳥取環境大学などの高等教育機関、産業支援機関との連携を強化します。

⑥ 国際経済交流の推進

- ロシア、中国、韓国など環日本海諸国の交流都市をはじめとする海外への市場開拓や
販路拡大を進め、本市の経済発展をめざします。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
企業立地促進補助金などの補助事業指定企業件数	20件 (H26年度)	75件 (H28~32年度)	本市が28年度から5年間で補助事業指定する企業の件数。
企業誘致の数	4件 (H26年度)	20件 (H28~32年度)	本市が28年度から5年間で誘致する企業の件数。

関連する個別計画など：第3次鳥取市経済再生・雇用創造戦略、鳥取スマートエネルギータウン構想

施策3 商業・サービス業の振興

(1) 現状と課題

- 中心市街地と新市域の商店街は、郊外型商業施設の出店や消費者ニーズの多様化による販売額の減少、後継者不在による廃業、商業環境としての魅力の低下による空き店舗の増加などが進んでいます。これら商店街のにぎわい創出や商業振興を図るためには、商業環境としての魅力を高める取組が必要です。
- 鳥取自動車道の全線開通を踏まえ、関西圏・山陽圏を中心に、販路開拓・拡大を図ることが重要であるとともに、観光などの交流人口の増加による幅広い産業の振興が期待されています。
- インターネット販売など流通システムが変化するなか、公設卸売市場や卸売業全般における機能の充実や経営基盤の強化が求められています。

(2) 施策の基本的方向

中心市街地と新市域の各地域生活拠点における商業・サービス機能を充実することにより、にぎわいの創出、市民の利便性確保、地域コミュニティの維持を図るとともに、高速交通網を生かした市外との物流・交流人口の拡大を図ります。

(3) 施策の主な内容

① 中心市街地などの商業の振興

- ・ 商店街の良好な景観や快適な歩行空間などを再整備することにより、商業環境としての魅力の向上を図ります。
- ・ 商業者による販売促進、新商品開発、ニーズ調査などの取組を支援することにより、商業の振興を図ります。
- ・ 空き店舗などの遊休不動産³⁹を活用した新規開業を促進することにより、商店街の活性化を図ります。

② 物産の振興

- ・ 関西圏や山陽圏を中心に、県外での物産展や展示会などに参加し、特産品のPRや販売を積極的に行うなど、販路拡大・開拓を促進します。
- ・ 鳥取市公式インターネットショップ「とっとり市」を通じた物産情報の発信や販路拡大を図ります。

③ 創業・事業継承の支援

- ・ 新規創業や小規模事業者の新分野への進出、事業承継を促進することにより、地域の商業・サービス業の活性化を図ります。
- ・ 鳥取商工会議所などと連携した起業家に対する基金制度を創設します。
- ・ 「起業を応援する鳥取市」のイメージの醸成・浸透に向け、資金調達や経営アドバイスなど、起業支援に係る施策の充実や県内外への情報発信に取り組みます。

³⁹遊休不動産：空き家、空き店舗など、十分に活用されていない不動産。

④ 卸売業の振興

- 安全・安心な生鮮食料品を適正価格で安定的に供給するため、公設卸売市場機能の維持・向上を図るとともに、事業者などと連携し、卸売業の機能強化や新事業の展開などに向けて取り組めます。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
創業件数（市関与分）	65件 （H26年度）	500件 （H28～32年度）	創業支援事業計画における創業実現件数。

関連する個別計画など：第3次鳥取市経済再生・雇用創造戦略、第2期鳥取市中心市街地活性化基本計画

施策4 農林水産業の振興

(1) 現状と課題

- 農林水産業は、就業者の高齢化などによる担い手不足や農産物・海産物・木材などの輸入増加による競争力低下といった問題に直面しており、担い手の育成や不安定な経営環境の改善が求められています。
- 農業では、中山間地域を中心として拡大する耕作放棄地に対し、意欲ある担い手への農地の集積や地域が一体となった保全・活用などが求められています。また、農業経営の安定のため、農産物の高付加価値化、特産品化が求められており、併せて消費者に地元農業、農産物への認識と理解を深める一層の取組が必要とされています。
- 林業は、国産材の価格低下に伴う生産意欲の減退などにより、スギなどの人工林の荒廃が進むとともに、放置竹林が拡大しています。森林は、木材などの生産機能に限らず、水源涵養や環境保全などの公益的機能をもつことから、間伐を中心とした森林の保育や間伐材の有効活用が求められています。
- 水産業においては、魚価の低迷、水産資源の減少や漁場環境の悪化などの悪条件が重なり厳しい経営状況となっていますが、漁業振興に向け、獲る漁業からつくり育てる漁業への取組が進んでいます。
- 本市の一次産業は経営規模が小さく、梨、福部砂丘らっきょう、松葉がになど知名度の高い特産品は限られています。このため、地域の特性を生かした品目に集中した生産・出荷拡大の支援を行い、産地化を進めることが必要です。
- 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP⁴⁰）交渉（平成27年10月5日大筋合意）について、農林水産業に甚大な影響を及ぼすことが懸念され、緊急的かつ抜本的な対策を講じることが求められています。

(2) 施策の基本的方向

農林漁業団体と連携し、経営環境の改善や生産基盤の維持・整備を進めるとともに、担い手の育成・確保を図ります。また、農林水産物の6次産業化、産地化・特産品化を進め、生産拡大と全国への販路拡大を展開し、持続可能な農林水産業の実現をめざします。

(3) 施策の主な内容

- ① **農林水産物の産地化、地域ブランド化の推進と販路拡大** 
 - ・ 福部砂丘らっきょう、アスパラガス、いなばの白ねぎなど地域の特性を生かした振興作物に集中して生産施設整備への支援などを行い、生産量・出荷額の増大を図ります。
 - ・ 鳥取地どりの生産から食肉処理、加工まで一貫した生産体制を構築し、ブランド化を推進します。
 - ・ 鳥取県産米さぬむすめをはじめとする地域冠米の作付や販売拡大を支援します。

⁴⁰TPP：Trans-Pacific Partnership の略。環太平洋地域の12ヶ国による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定。

- ・ 日本海で漁獲される松葉がに、モサエビ、ハタハタ、湖山池のシジミなどの特産品化を支援するとともに、漁港内での養殖事業などや千代川における天然アユの遡上拡大、ヤマメなど溪流魚の放流、湖山池におけるウナギ、アマサギの稚魚の放流の取組を支援します。
- ・ 関西圏でのプチ・マルシェ⁴¹や直販市などに取り組み、「産地直送」、「今どれ」農産物の販売による新たな販路拡大を図ります。
- ・ 農産物を活用し、商品開発・確保を行う企業と大規模農家・JAなどとのマッチングの実現を図ります。
- ・ 梨など果樹産地の維持に向けた取組を支援します。
- ・ 和牛生産に係る施設整備・繁殖雌導入などを支援します。
- ・ 畜産クラスター計画⁴²に基づく酪農基幹牧場整備などを支援します。
- ・ 原木しいたけをはじめとする林産物の生産を促進します。

② 水田の有効活用と地域独自の産品づくり

- ・ 水田について、適地適作を基本として、水稻・麦・大豆・新規需要米などの生産の維持・拡大を図るとともに、地域独自の産品づくりに向けた野菜生産を推進します。
- ・ 各地域における特産品の位置づけを見直し、地域の特色を生かした品目への集中した生産拡大を支援します。

③ 農林水産業の担い手の育成、新規就農者の確保



- ・ 認定農業者⁴³の育成、集落営農の組織化・法人化の促進・支援を行います。
- ・ 「とっとりふるさと就農舎⁴⁴」を中心に、栽培技術や経営能力を備えた新規就農者の育成を推進します。
- ・ 新規就農者への農地の賃借料・家賃助成、生活支援など、就農に対する定着支援を充実するとともに、就農時に必要な機械施設などの整備を支援し、負担軽減と経営安定化を図ります。
- ・ 効率的な農業経営に資するため、農地中間管理事業⁴⁵の活用による意欲ある担い手への農地の集積を進めます。
- ・ 森林組合などに雇用される林業従事者の雇用条件の改善などを進め、林業の担い手を確保します。
- ・ 漁業研修などへの支援を行い、漁業の担い手・後継者を育成します。

④ 農林水産業の生産基盤の整備、維持保全



- ・ 農地、農業用施設、ため池などの計画的な維持、改修整備を行います。
- ・ 地域が一体となった農地、農業施設の保安全管理と農地の遊休化、耕作放棄地化の防止を図るため、国、県などと連携した対策を進めます。
- ・ 食料供給力を強化するため、耕作放棄地を再生し、農地として有効利用していく地域などの取組を支援します。
- ・ 林道や作業道などの生産基盤の整備による間伐の実施と木材搬出を推進し、放置竹林の抜き切りや広葉樹林への転換など森林整備を促進します。
- ・ 航路確保のための^{しゅんせつ}浚渫など漁港の維持管理を行うとともに、漁業経営の安定を図る支援を行います。
- ・ 木質バイオマス燃料⁴⁶などの活用を見据えた素材搬出量の増加を図ります。

⁴¹プチ・マルシェ：既存の店舗の一角を使って行う少量の野菜販売。

⁴²畜産クラスター計画：畜産クラスター（畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携・集結し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制の意）協議会が定める地域の畜産の収益性向上を図るための計画。

⁴³認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者のこと。認定を受けると、金融措置や税制措置などの支援を受けることができる。

⁴⁴とっとりふるさと就農舎：本市の明日の農業を担う優れた農業者を養成するため、農業を志す若者に対し、栽培から経営までの実践研修を2年間行い、就農定住の支援や短期間の農業体験を受け入れる施設。

⁴⁵農地中間管理事業：農地の所有者から農地の中間的受け皿である農地中間管理機構【（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構】が農地を借り受け、効率的で安定的な経営により、担い手にまとまりのある形で利用できるよう配慮して貸し付けることで、農地集積や耕作放棄地の解消を推進する制度。

⁴⁶バイオマス燃料：再生可能な植物資源などのバイオマスを加工して作る燃料。

⑤ むらづくりによる農村の活性化



- ・ まちづくり協議会と連携した地域特産品の開発や生産を促進します。
- ・ 女性農業者のやりがいを育む農産物・加工品の生産やふるさと宅配便の活動を促進します。
- ・ イノシシ、シカなどによる農作物被害などの増加に対応するため、狩猟者の確保など捕獲対策の充実や侵入防止柵の設置などを支援するとともに、ジビエ⁴⁷肉の利活用体制の強化を図ります。
- ・ 地域の特色を生かした特産物の育成などを進め、魅力あふれる中山間地域農業を推進します。

⑥ 環境にやさしい農業と地産地消の推進

- ・ 消費者の信頼に応える安全・安心な農林水産物の生産の促進を図ります。
- ・ 畜産農家と稲作農家の連携により、堆肥利用や飼料生産を一貫して行う循環型農業の促進を図ります。
- ・ 生産者のグループ化による中山間地域などでの有機農業や特別栽培農産物の生産拡大を図ります。
- ・ 湖山池周辺における環境にやさしい米づくりなどを推進します。
- ・ 直売所を活用した生産者と消費者の交流や学校給食への地元農林水産物の供給により、地産地消の拡大を進めます。
- ・ 「鳥取市地産地消行動方針⁴⁸」に基づく地産地消の推進を、農林業団体、消費者団体、商工団体などで構成する鳥取市地産地消推進協議会⁴⁹により取り組みます。

⑦ 優良農地の確保・農地の利用集積

- ・ 農業の効率化・大規模化に向けた基盤整備を進めます。
- ・ 人・農地プラン⁵⁰による話し合いや農地中間管理機構などにより、農業の担い手への利用集積と規模拡大を推進します。

⑧ 6次産業化の推進



- ・ 生産から加工・販売を一体化させるための地域ぐるみの取組や経営の多角化・複合化を総合的に支援し、6次産業化を推進します。
- ・ 農商工連携により、付加価値の高い加工品などを開発し、国内外への販路拡大を図ります。
- ・ 鳥取市国際経済発展協議会⁵¹と連携し、農産物の高値販売の輸出ルート確保や輸出専門の農業生産法人の設立支援、県外からの輸出企業の受入支援を図ります。

⑨ TPP 対策の推進

- ・ 畜産農家などの経営安定、経営体質強化のため、和牛肥育・繁殖経営への転換、畜産クラスター計画の実施などを支援します。
- ・ 水稻生産農家などの収益向上を図るため、生産基盤の強化や園芸作物などへの転換に要する施設・基盤整備などを支援します。

⁴⁷ジビエ：狩猟などにより捕獲された野生鳥獣。

⁴⁸鳥取市地産地消行動方針：本市の豊かな自然の中で育まれた農産物・畜産物・水産物や、優れた技術によって開発された地元製品の良さについて市民が誇りをもち、地元で生産されたものを地元で消費する「地産地消」に取り組むことを定める指針。

⁴⁹鳥取市地産地消推進協議会：地産地消の取組を展開するため、鳥取いなば農業協同組合などの農林漁業団体や鳥取商工会議所などの商工団体、消費者団体などの関係者が連携して啓発活動や地元農林水産物、地元製品の生産振興と消費拡大などについて協議・活動を行う組織。

⁵⁰人・農地プラン：高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、人と農地の問題を解決するため、「地域の農地を守る中心経営体はどこか」、「どのように農地を集めるのか」、「今後の地域農業のあり方はどうか」などを集落で話し合い、実行するための計画。

⁵¹鳥取市国際経済発展協議会：環日本海地域など海外との経済・観光交流の一層の活性化を図り、本市の経済発展を推進するために、市が主体となり市内企業、経済・観光団体、金融機関、大学、貿易支援機関、県などを構成員として平成25年4月に設立した組織。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
新規就農者数	9人 (H26年度)	15人 (H32年度)	県の認定を受けた就農者の人数。
新規林業従事者数 木材素材搬出量	— 38,000 m ³ /年 (H26年度)	6人 58,000 m ³ /年 (H32年度)	林業事業者の経営計画に基づく林業素材搬出量の増加に伴う、雇用創出人数。

関連する個別計画など：鳥取市農業振興プラン、鳥取市森林整備計画、第5期鳥取市地産地消行動方針

まちづくりの目標2

新しいにぎわいのあるまち

一政策2 地域資源を生かしたまちづくり

施策1 滞在型観光の推進

(1) 現状と課題

- 国内外の観光地に負けない競争力の高い観光地づくりを行うため、観光資源の磨き上げや自然、歴史・文化、イベントなどの掘り起こしにより、魅力ある観光地となる必要があります。
- 「鳥取砂丘砂の美術館」は、鳥取砂丘を舞台に世界でも類を見ない精巧な「砂像」を制作・展示する美術館であり、美術館のブランドと安定的な管理運営を確立することが重要です。
- 「世界ジオパーク」に再認定された鳥取砂丘を含む山陰海岸ジオパークは、今後も官民が一体となって、自然環境の保護・保全を行うとともに、観光など地域産業に活用していく持続的な取組が必要です。
- 高速交通ネットワークの整備進展による日帰り圏の拡大に対応するため、広域連携による観光客の受入体制の整備が必要です。
- 観光産業は裾野が広く、地域経済への波及効果が高い産業として注目されています。観光産業を基幹産業として振興するためには、官民が一体となった取組が必要です。
- 近年、旅行形態や旅の目的、観光のあり方が多様化しています。滞在型・通年型の観光地への転換や教育旅行⁵²、グリーンツーリズム⁵³、スポーツツーリズム⁵⁴、ヘルスツーリズム⁵⁵など新たな観光ニーズへの対応が必要です。
- ビジットジャパンの取組により増加する訪日外国人観光客の誘客対応として、海外へ向けた本市の知名度の向上や多言語に対応した観光案内・環境整備を確立させる必要があります。

(2) 施策の基本的方向

多様化する旅行者のニーズに対応した観光ルート・観光商品の開発や広域観光連携を進めることで、本市や周辺エリアの周遊、滞在を促進し、国内外から観光客が集う「観光都市鳥取」をめざします。

⁵²教育旅行：学校行事の旅行・集団宿泊的な行事である修学旅行、遠足、移動教室、合宿、野外活動などを含めた旅行形態。

⁵³グリーンツーリズム：農山漁村地域での自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

⁵⁴スポーツツーリズム：ウォーキング、トレッキング、サイクリングなど地域の自然環境を生かしたスポーツを楽しむ観光形態。

⁵⁵ヘルスツーリズム：温泉療法や森林療法など、医学的根拠に基づく健康回復、健康維持につながる観光形態。

(3) 施策の主な内容

① 山陰海岸ジオパークを生かした取組の推進

- ・ ユネスコが支援する「世界ジオパーク」に再認定された山陰海岸ジオパークの世界的な価値を国内外に発信するとともに、山陰海岸ジオパーク推進協議会⁵⁶などを通じ、官民が一体となって鳥取砂丘や白兔海岸などの保全や教育、観光、地域産業の各分野での活用を図ります。
- ・ 鳥取砂丘ビジターセンター⁵⁷の整備など観光拠点の整備を進めます。

② 砂の美術館の充実

- ・ 本市の観光拠点として確立した世界初の「鳥取砂丘砂の美術館」に、世界最高レベルの砂像を制作・展示することにより、多くの観光客を誘致し、交流人口の拡大を図ります。

③ 鳥取砂丘の景観保全

- ・ 官民協働による砂丘一斉清掃やボランティア除草などを進め、美しい鳥取砂丘の景観を保全します。
- ・ 鳥取砂丘再生会議など官民連携による取組を継続し、鳥取砂丘の保護・活用を進めます。

④ 地域の観光資源の磨き上げ

- ・ 「鳥取しゃんしゃん祭」を官民で連携し、日本を代表する祭りに育てます。
- ・ 歴史・文化に根ざした流しびななどの伝統行事や魅力ある食、因州和紙などの物産品の磨き上げや掘り起しを進めます。
- ・ 各地域で開催されるイベントや地域の特色ある観光拠点を生かした誘客を進めます。
- ・ 史跡、文化財、自然などの観光素材の磨き上げと観光ルートの開発を進めます。
- ・ 鳥取、吉岡、鹿野、浜村の各温泉地の特性を生かした観光地づくりを促進します。
- ・ 市内の観光地や体験施設、地域のイベントなどをつなぐテーマ性を持った観光ルートの開発を進めます。
- ・ 鳥取・因幡圏内のグリーンツーリズムや農家漁家民泊開設の促進に向け、「とっとり因幡グリーンツーリズム推進協議会⁵⁸」による一元的な情報発信と相互連携を進めます。
- ・ 「おもてなしの心」を持って観光客と接する人材の育成を推進します。
- ・ 鳥取駅や鳥取砂丘コナン空港をはじめとする主要な交通拠点と観光地をつなぐバス路線など二次交通の整備を、鳥取市観光コンベンション協会など関係機関や関連企業と連携し推進します。
- ・ 鳥取自動車道や山陰自動車道（鳥取西道路）など、高速道路利用者の利便性向上に向けて、新たな道の駅整備と既存道の駅の拠点化を進め、特産品開発・販売や観光周遊を強化し、地域に雇用を生み出す施設としてさらなる振興を図ります。
- ・ 滞在型観光の推進に向け、温泉の活用をはじめ教育旅行やスポーツツーリズム、ヘルスツーリズムなどに対応した観光情報の発信や環境整備を進めるとともに、観光商品の開発を支援します。

⑤ 観光関連産業の育成

- ・ 観光産業を確立するため、意欲ある観光産業事業者を積極的に育成・支援します。
- ・ 本市の観光推進役となる鳥取市観光コンベンション協会など観光関連団体と連携した取組を行うとともに、観光関連団体の活動に対し必要な支援を行います。

⁵⁶山陰海岸ジオパーク推進協議会：地質・生態学的環境の資源価値を高めていくほか、教育的活用やジオツーリズムの場として利用できる環境整備を行うなど、地域の活性化に向けた活動を行うために行政、民間団体などで構成された組織。

⁵⁷鳥取砂丘ビジターセンター：山陰海岸国立公園鳥取県地域でのさまざまな体験活動と情報発信の拠点として、鳥取砂丘に新たに整備する施設。

⁵⁸とっとり因幡グリーンツーリズム推進協議会：グリーンツーリズムの推進により、地域の活性化を図ることを目的に、鳥取県東部の民間団体や個人、行政機関で構成する協議会。

- ・ 地域の観光づくりの核となるDMO⁵⁹の設置を検討し、地域と一体となって観光が産業として成り立つ地域づくりを進めます。

⑥ 広域観光連携の推進



- ・ 「鳥取・因幡観光ネットワーク協議会⁶⁰」を中心とした鳥取県東部1市4町の連携による広域観光の取組を進めます。
- ・ 「姫路・岡山・鳥取城下町物語推進協議会⁶¹（HOT連携）」における観光連携の取組を推進します。
- ・ 山陰海岸ジオパークを核とした但馬・丹後圏との観光連携を推進します。
- ・ コンベンション誘致に向けた取組を強化します。

⑦ 国際観光の推進



- ・ 官民で組織する鳥取市国際観光推進連絡会⁶²により国際観光を進めるとともに、鳥取市国際観光客サポートセンター⁶³による外国人観光客の支援体制を強化します。
- ・ 日本政府観光局（JNTO）⁶⁴と連携し、鳥取空港の国際チャーター便の就航促進や観光商品の開発など、官民が一体となった取組を進めます。
- ・ 多言語化表示による案内標識の設置や外国語版観光サイトの充実など、受入体制の整備を図ります。
- ・ 鳥取県に発着している航空便や貨客船の活用はもとより、関西圏や山陽圏の港湾、空港と連携した観光ルートの開発を検討します。

（４）評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
観光入込客数（年間）	289万人 （H26年）	320万人 （H32年）	県が発表する「鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺」の観光入込客数。
国際観光客サポートセンター案内件数（年間）	5,221人 （H26年度）	1万人 （H32年度）	鳥取駅に設置する「鳥取市国際観光客サポートセンター」での外国人案内件数。

関連する個別計画など：第3次鳥取市経済再生・雇用創造戦略

⁵⁹DMO：Destination Management/Marketing Organizationの略。米国・欧州で見られる組織で主に地域全体の観光マネジメントなどを行う。

⁶⁰鳥取・因幡観光ネットワーク協議会：鳥取県東部圏域（鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町）の行政、観光協会、商工団体で構成する協議会で、圏域が一体となった周遊促進、情報発信、商品造成を行っている。

⁶¹姫路・岡山・鳥取城下町物語推進協議会：江戸時代の池田家の国替えなど、歴史的な結びつきの深い三都市が、歴史や文化などを踏まえ、一体となって市民交流を進めながら、各都市がもつさまざまな資源を結びつけ、相互に情報発信を行うなど地域の発展をめざして平成19年2月に設立。

⁶²鳥取市国際観光推進連絡会：市と市内の観光事業者などが一体となり、市あるいは因幡圏域への外国人観光客の誘客を図るとともに、受入体制の整備を推進する組織。

⁶³鳥取市国際観光客サポートセンター：本市を訪れる外国人観光客のサポートを目的にJR鳥取駅構内に設置された施設。主に窓口対応や観光パンフレット提供、周遊タクシー運行支援など行う。

⁶⁴日本政府観光局（JNTO）：独立行政法人国際観光振興機構の通称名。海外における観光宣伝、外国人観光客に対する観光案内、その他外国人観光客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行い、国際観光の振興を図る国土交通省所管の独立行政法人。

施策2 シティセールスの推進

(1) 現状と課題

- 本市の魅力を経営的に全国へ発信していくため、平成26年7月から「鳥取市らしさ」を表現したイメージづくりとその発信を行っています。
- 鳥取市のすごいネタを集め、「食」、「人」、「もの」、「場所」、「暮らし」、「行事」の6つのカテゴリーに分け、メディアなどを通して全国に情報発信しています。
- 地域間の競争が激化する中、「選ばれる地域」となるためには、地域全体の価値の向上や、地域そのものに対する信頼を市内外から獲得する必要があります。

(2) 施策の基本的方向

本市の魅力ある地域資源を積極的に情報発信するなど、知名度の向上をめざしたまちづくりを進めます。

(3) 施策の主な内容

① 戦略的な情報発信

- ・ 本市の知名度を高めるイメージを重視した情報発信と効果の高いSNSなどを活用した戦略的な情報発信を行います。
- ・ 関西情報発信拠点「とりのまんま⁶⁵」を活用した生鮮食品の販売PRや観光・移住定住・ふるさと納税などの情報発信、マーケティングを行います。

② 「すごい！鳥取市」などイメージ戦略による知名度アップ大作戦の積極展開



- ・ WebやTVなどによる情報発信を進めます。
- ・ 「すごい！鳥取市」などのキャッチコピーを活用した各種キャンペーンを展開します。
- ・ 価値ある地域資源の中で、全国的に認知されていない素材の積極的なPR、既存の魅力ある資源に新たな価値を付加する取組を進めます。
- ・ 国外への情報発信により、さらなる知名度の向上を図ります。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
媒体広告換算 ⁶⁶	16倍 (H26年度)	30倍以上 (H32年度)	メディアに掲載された記事を広告購入した場合に換算した金額。

関連する個別計画など：鳥取市シティセールス戦略プラン（仮称）

⁶⁵とりのまんま：鳥取市の生鮮食品や特産品を取り揃え、旬の観光情報などを発信する情報発信拠点として平成26年12月にオープン。（住所：大阪市北区中之島）

⁶⁶媒体広告換算：新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、WEBなどの各媒体に記事掲載（広告掲載）された場合の媒体露出効果を、各媒体の広告料金を基準に料金換算したもの。

まちづくりの目標3

地域に活気があるまち

一政策1 協働のまちづくり

施策1 協働のまちづくりの推進

(1) 現状と課題

- 少子高齢化、過疎化、生活様式の多様化などにより、隣近所同士のつきあいが少なくなり、「ふれあい」や「助け合いの心」が薄れています。
- 各自治会（町内会）の担い手の高齢化、加入率の低下などにより、地域で支え合う活動や伝統行事の継承が困難になるなど、地域力の低下が懸念されています。
- 61地区公民館単位の「まちづくり協議会」では、自分たちの暮らす「地域」を「住み良い地域にしよう」とするコミュニティ活動を展開しています。
- まちづくりの地域拠点である地区公民館の耐震化が必要です。
- それぞれの地域の特性を生かした活動を自主的に行えるよう、地区公民館のあり方について見直す必要があります。
- 市民や市が、それぞれの役割と責任を持ち、鳥取市らしい活力あるまちづくりを進めていくため、今後もさらなる協働意識、事業の定着に向け、市民の連帯感や自治意識の向上を図る必要があります。

(2) 施策の基本的方向

多様化する市民ニーズに対応するため、市民が主体の協働のまちづくりを展開し、地域課題の解決に市民などと市が共に知恵を出し合いながら、市民が愛着と誇りをもてるまちづくりを推進します。

(3) 施策の主な内容

① 参画と協働のまちづくりの展開



- ・ 「まちづくり協議会」が主体的に取り組む「地域コミュニティ計画⁶⁷」に基づいた活動を支援します。
- ・ 各自治会（町内会）への加入を促進し、そのコミュニティ活動を支援します。
- ・ 「地域づくり懇談会」など、住民と直接意見交換を行う機会の充実を図ります。
- ・ 「鳥取市自治基本条例⁶⁸」の市民への浸透を図り、参画と協働のまちづくりを推進します。

② 地域の魅力・活力づくり

- ・ 自然、伝統文化、農林漁業、風土に根ざした人々の営みなど、地域の魅力を活用した交流を促進し、自信と誇りに満ちた活力のある地域づくりを推進します。

⁶⁷地域コミュニティ計画：まちづくり協議会が、地域の現状や課題を把握し、自分たちの地域をどのようにしたいのかという目標を立て、その目標を実現するための取組などをまとめた計画。

⁶⁸鳥取市自治基本条例：市民、議会、行政の役割や責務、参画と協働のまちづくりを推進するための仕組み、市政運営のあり方など、本市のまちづくりの基本ルールを明らかにした条例。

- ・ 「殿ダム水源地域ビジョン⁶⁹」に基づき、自然環境と調和した環境づくりを進め、ダム湖を地域資源とする魅力的な地域づくりを推進します。

③ 地域で活躍する人材の育成・支援

- ・ 「まちづくり協議会」をはじめ、子どもから大人まで多くの市民が参加、参画できる「協働」の取組を促進し、地域のリーダーとなる人材を育成します。(再掲)
- ・ NPOやボランティア団体の活動支援や交流を促進します。
- ・ 中山間地域が元気になる人材養成塾「とっとりふるさと元気塾⁷⁰」を開催し、集落などの課題解決や活性化、商品開発、むらまち交流などの実践者やリーダーとなる人材を育成します。

④ コミュニティ活動の支援

- ・ 地区公民館のあり方を総合的に見直し、コミュニティ活動のさらなる活性化を促進します。
- ・ 地域、町内会活動への参加の働きかけを行います。
- ・ 町内会の活動拠点となる集会所の新築、増改築、修繕、賃借への支援を行います。
- ・ 地区公民館の耐震改修を進めます。
- ・ 協働のまちづくり推進のための助成制度のあり方を見直します。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
市民活動に参加したことがある市民の割合	70.7% (H26年度)	75% (H31年度)	市民アンケート調査において、「過去1年間に地域活動に参加したことがある」と回答した市民の割合。
アクティブととりの市民活動団体登録数	180団体 (H26年度)	210団体 (H32年度)	市民活動拠点アクティブととりの登録団体数。
地区公民館の耐震化率	75.8% (H26年度)	100% (H32年度)	耐震基準を満たしている地区公民館の割合。

⁶⁹殿ダム水源地域ビジョン：殿ダムを生かした水源地域の自立的、持続的な活性化のために、国と市、地域住民などが共同で策定（平成23年5月）した水源地域活性化のための行動計画。

⁷⁰とっとりふるさと元気塾：中山間地域を元気にするため、集落などの課題解決や活性化、商品開発、むらまち交流などの実践者やリーダーを養成する学びの場。

まちづくりの目標3

地域に活気があるまち

一政策2 交流の拠点となるまちづくり

施策1 中心市街地の活性化・中山間地域の振興

(1) 現状と課題

- 本市の中心市街地は、鳥取県東部地域最大の交通の要衝である鳥取駅や鳥取城跡などを中心とした歴史・文化資源をもち、多様な機能が集積した経済・交流の中心です。一方、居住人口や歩行者通行量の減少、空き家・空き店舗の増加などが進展しており、魅力とにぎわいの創出が課題となっています。
- 平成25年3月に「第2期鳥取市中心市街地活性化基本計画⁷¹」の内閣総理大臣認定を受け、「街なか居住の推進」と「にぎわいの創出」を目標に、中心市街地活性化協議会や関係商店街などと連携しながら各種事業に取り組んでいます。
- 中山間地域の少子高齢化の進んだ地域においても、市民の安全・安心な暮らしや質の高い生活が維持できるよう各種の事業に取り組んでいます。

(2) 施策の基本的方向

中心市街地と周辺地域の生活拠点が連携した魅力ある多極ネットワーク型のコンパクトな都市づくりを進める中で、都市機能と居住が集積したにぎわいのある中心市街地の形成を図ります。

また、多機能な「小さな拠点」づくりを進め、魅力あふれる中山間地域の振興を図ります。

(3) 施策の主な内容

① 街なか居住の推進



- ・ 空き家などの既存ストックの利活用を促進する空き家改修補助など各種支援制度により、中心市街地への転入促進を図ります。
- ・ 住まいに関する総合相談窓口を設置し、建築、金融関係などとのネットワークを構築するとともに、街なか居住に関する情報発信を行います。

② 商店街のにぎわい形成

- ・ 商店街の良好な景観や快適な歩行空間などを再整備することにより、商業環境としての魅力の向上を図ります。(再掲)
- ・ 販売促進や新商品開発などの取組に対する支援、空き店舗を活用した新規開業の促進などにより、商店街のにぎわい形成を図ります。

③ 鳥取駅周辺地区のにぎわいの創出



- ・ 鳥取駅周辺の交通結節点としての機能を強化し、鳥取駅と既存商業施設などとの間に人の流れを創り出すとともに、人が集まり交流できる空間を創出するための基盤整備を行います。

⁷¹第2期鳥取市中心市街地活性化基本計画：中心市街地における都市機能の増進や経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき、平成19年11月に「鳥取市中心市街地活性化基本計画」を策定。平成25年3月に第2期計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けている。

- ・ 市道駅前太平線（バード・ハット）を活用したイベントなどを支援し、鳥取駅周辺の来街者の増加によるにぎわい創出を図ります。

④ 鳥取城跡周辺地区の観光交流の促進

- ・ 鳥取城跡大手登城路復元整備やお堀端道路の再整備、情報発信の充実などにより、鳥取城跡周辺地区の地域資源を生かした観光交流の促進を図ります。

⑤ 遊休不動産を活用したまちづくりの推進

- ・ 空き家、空き店舗などの遊休不動産をリノベーション⁷²手法により再生することで、まちの魅力向上を図る民間主導のまちづくりを推進します。

⑥ 魅力ある中山間地域の振興

- ・ 民間企業と連携した移動販売や拠点施設への店舗機能の追加など買い物支援を行うことで、生活サービスの維持を図ります。
- ・ 中山間地域が元気になる人材養成塾「とっとりふるさと元気塾」を開催し、集落などの課題解決や活性化、商品開発、むらまち交流などの実践者やリーダーとなる人材を育成します。（再掲）
- ・ 地域住民や団体が自ら創意工夫を凝らし、中山間地域などの活性化をめざした計画の策定や計画に基づいて展開するソフト事業を支援します。
- ・ 豊かな自然環境を生かした農山村体験や伝統芸能などを通じて、むらとまちの交流を促進します。
- ・ 地域の遊休施設などを活用し、健康づくり、食事や買い物など地域の暮らしを支えるさまざまなサービスの提供や世代間交流ができる多機能コミュニティ拠点（小さな拠点）づくりを進めます。

（４）評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
中心市街地の居住人口 （社会増減数）	41人 （H22～26年度 の平均）	5年間の平均をプラス にします。 （H28～32年度）	中心市街地の居住人口 の社会増減数（転入者数 －転出者数）。
中心市街地における歩 行者・自転車通行量	平日：17,338人 休日：17,407人 （H26年度）	平日・休日：18,400人 （H32年度）	中心市街地の主要10地 点における歩行者・自転 車通行量の合計。
中心市街地新規開業数	27店舗 （H26年度）	100店舗 （H28～32年度）	商店街振興組合区域な どにおける新規開業数。
買い物に不便を感じて いる無店舗地区 ⁷³ の数	5地区 （H26年度）	0地区 （H32年度）	H23年度末現在、11 地区あった無店舗地区 が事業効果によりH26 年度末現在、5地区まで 解消。新規事業者の参入 や既存事業者のルート 拡充の支援により無店 舗地区の解消をめざす。

関連する個別計画など：第2期鳥取市中心市街地活性化基本計画、鳥取駅周辺再生基本構想 鳥取城跡周辺にぎわい交流ビジョン、鳥取市新市域振興ビジョン

⁷²リノベーション：既存の建物に改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えたりすること。

⁷³無店舗地区：生鮮食料品や日用品など取扱店舗・移動販売が無い地区。

施策2 ふるさと・いなか回帰の促進

(1) 現状と課題

- 人口減少の抑制に向け、「鳥取らしさ」を生かしたまちづくりを推進することを目的に、移住定住の促進を図っています。
- 「スローライフ」や「田舎暮らし」などライフスタイルに対するニーズが多様化するなか、地域の空き家や農地などを生かし、本市に移り住んでみたいと思える地域づくりを進める必要があります。
- 県外からのU・J・Iターン⁷⁴などの移住希望者に対し、多様なニーズに応えられる相談体制や田舎暮らしが体験できる環境の充実が必要です。
- グローバル化の進展に伴い、外国人労働者や留学生が増加していくものと予想されます。文化や生活環境の違いを互いに理解し合い、外国人にとっても生活しやすい都市環境をつくる必要があります。

(2) 施策の基本的方向

郷土愛にあふれた若者が集う、定住しやすいまちづくりを進めます。また、県外からのU・J・Iターンなどの移住希望者が、ここに住んでみたいと思えるまちづくりを進めます。

(3) 施策の主な内容

① 人材誘致・ふるさと回帰の促進



- ・ 「鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口」を充実し、移住定住を促進します。
- ・ 東京や大阪に駐在の移住定住相談員による相談体制や情報提供を充実し、本市への移住定住を促進します。
- ・ 半農半X⁷⁵など里山における多様なライフスタイルを提案します。
- ・ とっとり若者インターンシップなどにより、就労経験の少ない求職者と事業者の橋渡しを行い、若者の職場定着を支援します。(再掲)
- ・ Uターン支援登録制度により、Uターン希望者が必要とする本市の「しごと」、「住まい」、「暮らし」などの情報提供を行います。
- ・ ふるさと鳥取市・回帰戦略連絡会⁷⁶を通じた官民の情報共有と協働によるふるさと回帰を推進します。
- ・ 県などの関係機関と連携し、関西圏の大学への就業案内・田舎暮らしをPRし、移住定住を促進します。
- ・ 県や鳥取県東部1市4町の連携により、東部圏域の魅力を都市部に情報発信し、移住定住者の増加を図ります。
- ・ シティセールスによる田舎暮らしの紹介など、移住定住の促進に向けた情報発信を行います。

⁷⁴U・J・Iターン：大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態をいう。

⁷⁵半農半X：専業農家ではなく、農業を主または従として、就業形態の余裕時間または期間に合わせて、看護、介護、保育、地場産業などに従事すること（いわゆる兼業就農）。

⁷⁶ふるさと鳥取市・回帰戦略連絡会：移住定住の促進に向けた官民協働の連携組織。

- ・ 国内外のアーティストなどが地域と関わりながら行う滞在制作・展示活動を促進するとともに、工芸村を開設し、アーティストなどの移住定住につなげ、地域の活性化を図ります。

② 田舎暮らし環境の充実

- ・ 自然に恵まれた地域の住宅で田舎暮らしをお試し体験できる施設の設備を進めます。
- ・ 3大都市圏から若者などが地域に移住し、特産品開発や地域づくり活動に従事する「地域おこし協力隊」を地域ぐるみで支援する体制づくりを進めます。
- ・ 鳥取市空き家情報バンク⁷⁷による空き家の賃貸や売却希望者から利用希望者に紹介する仕組みづくりを進め、受入体制の充実を図ります。
- ・ 移住者ネットワーク「鳥取ふるさとU」（友愛）会⁷⁸と連携し、移住定住者の情報交換を行うとともに相互の親睦を図ります。
- ・ 移住希望者の交流拠点として、鳥取市版移住・交流情報ガーデン⁷⁹を開設します。
- ・ 就業・子育て・不動産情報や生きがいづくりなどを支援する移住定住コンシェルジュ⁸⁰を配置します。

③ グリーンツーリズムの促進

- ・ 豊かな自然や魅力ある歴史・文化などの地域資源の活用や農業体験など、イベント・物産販売・体験などを通じた市街地と中山間地域の住民との交流促進を図ります。
- ・ 鳥取・因幡圏内のグリーンツーリズムや農家漁家民泊開設の促進に向け、「とっとり因幡グリーンツーリズム推進協議会」による一元的な情報発信と相互連携を進めます。（再掲）

④ 外国人が暮らしやすい環境づくり

- ・ 外国人が安心して生活し、交流できるよう、多言語による情報提供や相談体制の整備を図ります。
- ・ 鳥取市国際交流プラザと鳥取県国際交流財団や民間交流団体と連携して市民の多文化共生、国際理解の醸成を図るとともに、外国人住民同士や地域住民との交流を促進します。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
住んでいる地域に今後も住み続けたいと思う市民の割合	82.1% (H26年度)	89.0% (H31年度)	市民アンケート調査で、住んでいる地域に今後も住み続けたいと回答をした市民の割合。
移住定住者数	200世帯 351人 (H26年度)	1,320世帯 2,400人 (H27～32年度)	平成32年度末までに鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口を通じて本市に移住した世帯の数。

関連する個別計画など：鳥取市新市域振興ビジョン

⁷⁷鳥取市空き家情報バンク：空き家の賃貸・売却を希望する人から申込みを受けた空き家を利用希望者に紹介する仕組み。

⁷⁸鳥取ふるさとU（友愛）会：「鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口」を通じて本市に移住した方々が中心となって設立。市、県へ移住定住した方が楽しく、有意義で、快適な生活ができるよう、定住者の交流やネットワークづくりに取り組む団体。

⁷⁹移住・交流情報ガーデン：移住定住者と移住定住希望者の情報発信や交流拠点として、平成28年に開設を予定。移住定住者の交流や移住定住希望者への各種支援情報の提供などを行う。

⁸⁰移住定住コンシェルジュ：移住・交流情報ガーデンに配置するスタッフ。移住定住希望者などに対する就業・子育て・不動産情報などの提供を主な業務として活動する。

施策3 公共交通の確保

(1) 現状と課題

- 高齢化のより一層の進展が見込まれるなか、市民が安心して快適に生活し、さまざまな活動・交流を行うためには、地域内の路線バスや鉄道などの公共交通の充実が不可欠です。
- 本市の公共交通の現状をみると、利用者の減少が減便や廃止などのサービス低下を招き、サービス低下がさらに利用者の減少を招くという悪循環になっています。現在の公共交通体系を見直し、利便性が高く効率的な総合公共交通システムを構築する必要があります。
- 鉄道の高速化は、地域の経済・文化の発展や住民福祉の向上など、地域の活性化に不可欠です。山陰新幹線やフリーゲージトレイン⁸¹など高速鉄道の早期整備が望まれます。
- 東京への定期便が発着する鳥取砂丘コナン空港や重要港湾である鳥取港は、国内に限らず、国際物流や国際観光に対応できる交通拠点です。この拠点機能を充実させ、利便性を高めるには搭乗率の向上や取扱貨物量の安定的な確保が必要です。

(2) 施策の基本的方向

現状のバス路線網を再編し、鉄道、タクシー、自転車など、他の交通手段との連携がとれた、誰もが使いやすく利便性の高い公共交通の確保を進めます。また、鳥取砂丘コナン空港と鳥取港の活用促進を図ります。

(3) 施策の主な内容

① 総合公共交通システムの構築

- ・ 利便性の高い効率的な公共交通システムの構築をめざし、現状のバス路線を再編し、鉄道、タクシー、自転車など、他の交通手段との連携を図ります。

② 鉄道の利便性の向上

- ・ JR山陰本線・因美線や智頭急行、若桜鉄道の利便性向上を関係機関と連携して進めます。
- ・ 山陰新幹線やフリーゲージトレインなどの高速鉄道の整備を国に求めていきます。

③ 鳥取砂丘コナン空港の利用促進

- ・ 官民連携組織によるプロモーション活動を展開し、空港の利用促進を図ります。

④ 鳥取港の利用促進

- ・ 関西圏や山陽圏の企業はもとより、環日本海諸国に対するポートセールスを「鳥取港振興会⁸²」と連携して進め、鳥取港の利用を促進します。

⁸¹フリーゲージトレイン：新幹線と在来線など、異なる軌間（ゲージ）を直通運転できるよう、車輪の左右間隔を軌間（鉄道の線路を構成する左右のレールの間隔）に合わせて変えることができる電車のこと。

⁸²鳥取港振興会：市・県・鳥取商工会議所・港湾関係業界などによって設立され、船舶・貨物の誘致を図るためのポートセールス、にぎわいイベントの実施などを行い、鳥取港の利活用による圏域の活性化をめざす取組を行っている。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
鉄道、バスなど公共交通の 便利さの満足度	23.1% (H26年度)	30% (H31年度)	市民アンケート調査で中程度の評価 より高い回答をした市民の割合。
鳥取砂丘コナン空港の年 間搭乗者数	28万人 (H22~24 年平均)	37万人 (H32年度)	鳥取砂丘コナン空港「鳥取ー東京」 便の年間搭乗者数。

関連する個別計画など：鳥取市地域公共交通総合連携計画、鳥取バス路線網再編実施計画

まちづくりの目標3

地域に活気があるまち

一政策3 魅力ある鳥取文化づくり

施策1 文化芸術の振興

(1) 現状と課題

- 文化芸術の振興は、市民の創造性と豊かな心を育み、地域への誇りと連帯感やまちの活力と魅力を高めていくことにつながります。さらに、文化施設の集客力を高める取組は、市民の文化芸術に親しむ機会の創出や交流人口の増加につながります。
- 「ことり舎⁸³」、「鳥の劇場⁸⁴」、「鳥取市民美術展」など、市民の自主的な文化芸術活動の活発化を図っています。
- 今後も市民が身近に文化芸術に親しみ、自ら参加・創造できる環境づくりを進めるとともに、郷土の伝統芸能や文化団体などの文化芸術活動の保存、継承と発展を図ることが必要です。
- 文化芸術活動の拠点として「県立美術館」の建設に向けた取組が必要です。

(2) 施策の基本的方向

本市特有の自然の豊かさなど地域的な特徴と、これまで長く培われてきた伝統など時代的な特徴を踏まえ、文化芸術を振興することにより、ふるさとを愛し、次代を担うひとづくりを進めるとともに、特色あるまちづくりを推進します。

(3) 施策の主な内容

① 市民の文化芸術活動の推進

- ・ 文化芸術の薫りあふれるまちづくりを進め、市民意識の高揚に努めます。
- ・ 市民や文化団体などによる自主的な文化芸術の振興を推進するため、文化団体などへの支援に努めます。
- ・ 文化芸術は、人と人が交流することで広まり盛んになります。さまざまな文化芸術の交流に努めます。
- ・ 若者の文化・芸術を生かしたまちづくりなどを支援し、若者が文化に親しむ環境づくりを進めます。

② 伝統文化の保存・継承

- ・ 伝統芸能、伝統行事の保存、継承と活用を進めます。
- ・ 文化芸術を発展させる担い手となる人材の発掘や育成を支援します。
- ・ 子どもや青少年の文化芸術体験交流の機会を提供し、感受性豊かな人材を育成します。
- ・ 文化の発展を理解するうえで欠かせない地域の歴史的な文化遺産の保存・活用を図り、次の世代へつなげます。

⁸³ことり舎：気高町を拠点にギャラリー運営、アートイベント企画、映像制作などを手掛ける芸術団体。

⁸⁴鳥の劇場：鹿野町の廃校になった小学校と幼稚園を劇場として再生し、演劇創作を中心に、国内・海外の優れた舞台作品の招聘、舞台芸術家との交流、他芸術ジャンルとの交流、教育普及活動など、交流人口を増やし、地域の魅力を感じてもらおう活動を行っている。

③ 文化芸術の創造、発表・鑑賞機会の充実



- 埋もれた地域伝統芸能の掘り起こしや新たな文化芸術の創造を支援します。
- 鳥取市民会館、鳥取世界おもちゃ館（わらべ館）、城下町とっとり交流館（高砂屋）、民間ギャラリーなどの施設の充実を促進します。
- 市民美術展や伝統工芸品展、文化芸術講座など、文化芸術を鑑賞、体験する活動を促進し、市民が文化芸術に親しむ環境の整備を図ります。
- 優れた芸術・文化に接する機会を拡充し、市民の文化意識の高揚と地域の活性化を図るため、「県立美術館」の本市内への建設に向けた取組を強力に進めます。
- 国内外のアーティストなどが地域と関わりながら行う滞在制作・展示活動を促進するとともに、工芸村を開設し、アーティストなどの移住定住につなげ、地域の活性化を図ります。（再掲）

（４）評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
主な文化施設への入込数	215,403人 (H26年度)	237,000人 (H32年度)	鳥取市民会館、わらべ館、高砂屋の入込数の合計を5年間で約10%の増加をめざす。
市内文化活動団体への加入団体数	222団体 (H26年度)	235団体 (H32年度)	市内文化活動団体への加入団体数を5年間で約5%の増加をめざす。

施策2 文化財の整備・保存・活用

(1) 現状と課題

- 本市は、恵まれた自然環境のもとで、長い歴史と伝統文化に支えられ、山陰地方を代表する都市として発展したまちであり、史跡鳥取城跡附太閤ヶ平・史跡青谷上寺地遺跡（国史跡）、観音院庭園（国名勝）、仁風閣・旧美敷水源池水道施設（国重要文化財）をはじめ、民俗文化財や美術工芸品など、数多くの文化財が所在しています。
- 市民が親しみを持って文化財に接し、郷土の歴史と文化への理解を深めることは、市民の郷土愛や誇りを醸成するとともに、文化交流が促進され、本市の魅力や活力の創造につながります。
- 日本遺産制度の創設など文化財の活用の機運が高まっており、地域の資産としての文化財の適切な保存・整備と管理・活用が求められています。
- 文化財とその周辺の歴史・文化を生かしたまちづくりは、市民をはじめ観光客など来訪者の魅力となり、交流人口の増加による地域の活性化が期待されます。
- 市民一人ひとりが先人から継承した多くの貴重な文化財の重要性を認識し、地域が一体となって積極的に保護し、活用を推進しつつ後世に引き継ぐことが必要です。

(2) 施策の基本的方向

歴史と文化の薫りに満ちた活力のあるまちづくりを進め、文化財を愛護する精神の醸成を図るとともに、保護と活用により郷土の誇りである文化財を次代へ継承します。

(3) 施策の主な内容

① 文化財の保護と整備

- ・ 史跡鳥取城跡附太閤ヶ平、史跡青谷上寺地遺跡、重要文化財旧美敷水源池水道施設をはじめとする本市の貴重な文化財の保護、整備に取り組みます。
- ・ 本市にとって価値の高い文化遺産を保護するため、必要なものは文化財として指定し、適正な保存管理に努めます。
- ・ 「歴史文化基本構想」の策定などにより、長期的な視点に立った計画的な保護と整備を図ります。

② 文化財保護意識の醸成

- ・ 文化財の顕彰と理解を深めていくために、幅広い年齢層に対して文化財の公開と活用を推進し、市民自らが地域の歴史と文化の重要性を学習する活動を通して、文化財保護意識の醸成に努めます。

③ 文化施設の整備

- ・ 鳥取市歴史博物館（やまびこ館）、鳥取市因幡万葉歴史館、鳥取市あおや郷土館、仁風閣などの文化施設の整備や展示内容の充実を図ります。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
「文化財が適切に保存管理されている」と思う市民の割合	62.0% (H26年度)	65.0% (H31年度)	市民アンケート調査で中程度の評価より高い回答をした市民の割合。
主な文化財関連施設への入込数	102,308人 (H26年度)	110,000人 (H32年度)	歴史博物館（やまびこ館）、因幡万葉歴史館、仁風閣、あおや郷土館、青谷上寺地遺跡展示館の入込数の合計。

関連する個別計画など：史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備基本計画、重要文化財旧美歎水源池水道施設保存活用計画

まちづくりの目標 4

安全・安心なまち

一政策 1 暮らしの安全を守るまちづくり

施策 1 地域防災力の向上

(1) 現状と課題

- 大規模化・複雑化する自然災害や新たな危機に対して、迅速かつ的確に対応するため、危機管理体制の強化が求められています。
- 住民一人ひとりの防災意識の高揚や防災知識の習得など、地域住民が主体となった防災に対する取組が不可欠です。
- 防災行政無線や消防団設備・資機材などの計画的で効率的な配備・更新が必要です。
- 災害危険区域からの住宅移転や市有建築物の耐震診断・改修の促進など、災害に強いまちづくりが求められています。

(2) 施策の基本的方向

頻発する自然災害から生命を守り、被害を軽減していくため、防災・減災体制を強化するとともに、「自助」「共助」「公助」が連携し、一体となって機能する災害に強いまちづくりを進めます。

(3) 施策の主な内容

① 市役所新本庁舎の建設

- ・ 平成 31 年度の完成に向け、市民の安全・安心な暮らしを支える拠点となる新本庁舎の建設を進めます。

② 防災の拠点としての総合支所の機能強化

- ・ 地域の防災拠点となる施設として、総合支所庁舎の防災機能の向上を計画的に進めます。
- ・ 災害時の初動対応を迅速にするため、近隣の総合支所間の支援や消防団をはじめとする防災組織との連携を強化し、総合支所の防災体制の充実を図ります。

③ 自主防災会の支援



- ・ 防災リーダーや防災指導員など、地域の防災活動の中核を担う人材の養成、配置を推進します。
- ・ 防災コーディネーター⁸⁵による自主防災会の活動を支援します。
- ・ 鳥取市総合防災マップや防災ハンドブックの作成と全戸配布を実施するとともに、市民自らが、地域の危険箇所などを確認しながら作成する地区防災マップの作成を支援します。
- ・ とっとりぼうさいメールにより迅速に災害情報を提供します。
- ・ 防災資機材の整備を支援します。

⁸⁵防災コーディネーター：自主防災会の活動支援、防災リーダーや防災指導員の育成を行うため、平成 19 年 4 月から市危機管理課に設置。

④ 防災設備の整備



- ・ 防災行政無線のデジタル化の整備を進めるとともに、さまざまな伝達手段を活用し、防災情報伝達体制の強化を図ります。
- ・ 消火栓、防火水槽の整備を計画的に実施し、消防水利の確保に努めます。
- ・ 消防ポンプ車やポンプ車格納庫などを整備し、地域防災の要である消防団の充実強化を図ります。

⑤ 危機管理体制の強化

- ・ 災害発生時の優先的業務を定める業務継続計画（BCP）⁸⁶の定期的な見直しを図ります。
- ・ 他の自治体をはじめ、流通業者、福祉施設、建設業者など多角的な災害時応援協定に基づく災害時の応援体制を強化します。

⑥ 災害に強いまちづくりの推進

- ・ 大規模自然災害発生時における人命保護や市民の財産、公共施設の被害の最小化、迅速な復旧復興などの指針となる、鳥取市版「強靱化地域計画」の策定を推進します。
- ・ 災害時に物資・要員輸送を円滑に行うための緊急輸送路の整備を進め、災害に強い道路ネットワークを構築します。
- ・ 災害危険区域内や被害発生区域内における浸水対策・土砂災害対策を進めます。
- ・ 震災による被害を最小限にとどめ、震災から市民の生命・財産を保護し、生活環境の保全に資するため、耐震化に関する市民啓発活動、住宅・建築物・消防庁舎の計画的な耐震化を促進します。
- ・ 住宅や民間特定建築物、市有建築物の耐震診断・改修を行います。

⑦ 避難行動要支援者支援制度の普及促進

- ・ 障がいのある人や高齢者など、災害時に自力での避難が困難な避難行動要支援者に対する支援制度を普及・促進し、避難体制の構築や平時からの見守り体制づくりを進めます。

⑧ 国民保護体制の整備

- ・ 国民保護計画⁸⁷に基づき、関係機関との連携体制の強化や市民への啓発を目的とした国民保護訓練を実施します。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
防災行政無線のデジタル方式を整備した区域数	2区域 (H26年度)	全市域(9地区) (H32年度)	アナログ方式からデジタル方式へ整備した区域の数。

関連する個別計画など：鳥取市地域防災計画

⁸⁶業務継続計画（BCP）：災害時の優先業務の実施態勢を確保するため、事前に必要な人員、資機材などの確保・配分を定めておき、災害発生後の業務の立ち上げ時間の短縮や発災後の業務レベルの向上を図る計画。

⁸⁷国民保護計画：外国から武力攻撃を受けた場合の国民の避難、救援、必要な物資の備蓄などについて各自治体がつくる計画。国民保護法に基づく。

施策2 防犯・交通安全対策の充実

(1) 現状と課題

- 防犯に対する啓発や防犯設備の設置など、防犯体制整備などの一層の推進が必要です。
- 本市は、「交通安全都市宣言（昭和37年）」、「飲酒運転追放都市宣言（昭和47年）」、「暴走族追放都市宣言（昭和56年）」を行い、市民とともに交通安全の取組を推進しています。
- 高齢者の交通安全意識の一層の高揚を図るとともに、子どもや障がいのある人も含めた交通弱者を交通事故から守る取組を進める必要があります。

(2) 施策の基本的方向

警察、国、県など関係機関との連携を強化しながら、地域における防犯体制の充実や、交通安全活動の推進による安全・安心なまちをめざします。

(3) 施策の主な内容

① 自主防犯活動団体の支援

- ・ 警察などの関係機関と連携して、防犯意識の高揚に向けた啓発活動や防犯情報の積極的な提供を進め、地域防犯の取組を促進します。
- ・ 地区防犯協議会、自主防犯活動団体の活動を支援します。

② 交通安全活動の促進

- ・ 鳥取市交通安全計画⁸⁸に基づき、交通安全のための各種施策を推進します。
- ・ 交通安全指導員の育成をはじめ、地域の交通安全活動を促進し、交通安全意識の高揚を図ります。
- ・ 子どもや高齢者などの交通弱者が交通事故の被害にあうことを防ぐため、地域や家庭、保育園、学校などでの交通安全活動を促進します。
- ・ 交通安全対策協議会、交通安全指導員会、交通安全保護者の会の活動を支援します。

③ 防犯・交通安全施設の整備

- ・ 街路灯、防犯灯⁸⁹などを整備し、夜間における安全な通行を確保します。
- ・ 交通事故の発生を抑止するため、国、県など道路管理者や警察と連携・協力しながら道路標識やガードレールなど交通安全施設の計画的な整備を行います。

⁸⁸鳥取市交通安全計画：本市の陸上交通の安全に関する政策をまとめた計画。

⁸⁹防犯灯：夜間、不特定多数の人が通行する生活道路で、暗くて通行に支障がある場所や防犯上不安のある場所に、町内会などの申請に基づき市が設置する電灯のこと。設置後は町内会などが維持管理を行う。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
交通事故発生件数	454 件 (H26 年度)	304 件 (H32 年度)	市内で発生した交通事故件数。

関連する個別計画など：鳥取市交通安全計画

施策3 安全な消費生活の確保

(1) 現状と課題

- 社会生活の複雑化や消費取引の多様化に伴い、食品表示偽装、多重債務⁹⁰など、さまざまな消費者トラブルが発生しています。
- 市民の消費生活における被害の実態を適正に把握し、被害の未然防止や拡大阻止などにより、その安全を確保することが重要です。
- 国、県、消費者団体など関係機関との連携を図り、市民が身近にいつでも消費生活に関する相談ができる体制を整備するとともに、被害などを防止するための情報提供、啓発活動の充実が必要です。

(2) 施策の基本的方向

「鳥取市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例」を制定し、市民の消費生活における被害相談や情報収集などの体制を充実させ、市民が安全・安心のもと豊かな消費生活を営むことができる社会の実現をめざします。

(3) 施策の主な内容

- ① **消費生活相談体制の充実**
 - ・ 市民に身近な相談窓口として、市民総合相談センターの体制の充実を図ります。
 - ・ 国、県、警察、消費者団体など関係機関との情報伝達の迅速化、市民のニーズへの適切な対応などについて連携強化を図ります。
 - ・ 地域、福祉団体、事業者などと連携した高齢者や障がいのある人を消費者被害から守るための「見守りネットワーク」を構築し、被害の未然防止と早期発見、解決をめざします。
 - ・ 鳥取市消費者教育推進計画（仮称）⁹¹を策定し、学校や消費者団体などと連携した消費者教育の推進を図ります。
- ② **消費生活に関する情報提供**
 - ・ 市民の消費生活に関する知識の普及と情報提供などを行うため、出前講座や講演会などの啓発事業を積極的に実施していきます。
 - ・ ホームページや市報などを通じて、日常生活に関わりの深い製品や食品などの情報、その取引情報などを積極的に提供します。

⁹⁰多重債務：すでにある借金の返済に充てるために、他の金融業者から借り入れる行為を繰り返し、利息の支払いもかさんで借金が雪だるま式に増え続ける状態。

⁹¹鳥取市消費者教育推進計画：市民の消費生活の安定と向上をめざし、本市における消費者教育に関する取組について、体系的かつ計画的な推進を図るために策定する計画。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
出前講座・講演会などの啓発活動の年間実施件数	56件/年 (H26年度)	60件/年 (H32年度)	出前講座・講演会などの啓発活動の年間実施件数。

関連する個別計画など：鳥取市消費者教育推進計画（仮称）

まちづくりの目標4

安全・安心なまち

一政策2 快適でゆとりある生活環境づくり

施策1 生活基盤の充実

(1) 現状と課題

- 少子高齢化、人口減少社会が進展する中、持続的に行政サービスや生活サービスを提供できる仕組みを構築するには、中心市街地と日常生活を支える地域生活拠点⁹²などが公共交通で有機的に結ばれ、身近なエリアで歩いて暮らせる生活が可能な「多極ネットワーク型」のコンパクトな都市構造に転換していくことが必要です。
- 自然とのふれあいやゆとりを求める市民ニーズが高まる中、身近な生活環境における緑や憩いの空間の整備が必要です。
- 高速道路ネットワークは、地域活動や経済活動の重要な基盤であり、市民生活を豊かで快適にします。山陰自動車道・山陰近畿自動車道などの未整備区間の早期整備が望まれます。
- いつでも安全な水道水を安定して供給するためには、上水道の施設の適正な維持管理、さらには老朽化した施設の更新や耐震化を計画的に進めることが必要です。
- 下水道は、公衆衛生の向上や生活環境の改善など市民生活を快適にします。未普及地域の早期解消、浸水・地震などの災害対策を計画的に進め、適正な維持管理や機能向上に努める必要があります。

(2) 施策の基本的方向

多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくりにつながる道路、上下水道、住宅、公園緑地などの必要な社会資本を適切に整備し、持続的に安全で快適に暮らせる市民生活の実現をめざします

(3) 施策の主な内容

- ① **多極ネットワーク型コンパクトシティ⁹³の推進** 
 - ・ 中心市街地と地域生活拠点を公共交通ネットワークで効率良く結び、持続可能な多極ネットワーク型コンパクトシティを計画的に形成します。
 - ・ 立地適正化計画⁹⁴を策定し、都市機能や居住の誘導など、コンパクトシティの実現に向けた必要な施策に取り組みます。

⁹²地域生活拠点：駅や総合支所周辺など、地域の中心的役割を担う地区として、行政支所機能、診療所、食品スーパーなどの日常生活に不可欠な生活サービス施設などが集積する地区。

⁹³多極ネットワーク型コンパクトシティ：いわゆる一極集中型の都市構造ではなく、中心市街地や複数の生活拠点において、医療・福祉施設、商業施設の各施設や住居などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく、ネットワーク化された公共交通により各施設に容易にアクセスできるなど、日常生活に必要な各種サービスが住まいなどの身近に存在する都市形態。

⁹⁴立地適正化計画：都市計画マスタープランの一部として、コンパクトシティ推進のため、居住機能や医療・福祉・商業などの都市機能の誘導、公共交通の充実などについて、市町村が都市全体の観点から包括的に策定する計画。

② 緑豊かなまちづくりの推進

- ・ 緑地の適正な保全と緑化を計画的に推進する「鳥取市緑の基本計画」に基づき、緑豊かなうるおいのあるまちづくりを推進します。
- ・ 都市公園、公共空地の芝生化を推進します。

③ 高速道路ネットワークの整備

- ・ 鳥取自動車道の4車線化、山陰自動車道・山陰近畿自動車道の早期全線開通、ミッシングリンク⁹⁵の解消など高速道路ネットワークの一層の充実に向けて、国土交通省をはじめとした関係機関への要望活動を継続するとともに、国・県・市による連携のもと、必要な対策を推進します。
- ・ 高速道路ネットワークの整備に併せ、関係地域の環境整備を計画的に行います。

④ 幹線道路ネットワークと生活道路環境の整備

- ・ 高速道路整備の進展や市街地の渋滞状況などを考慮のうえ、街路事業など必要な幹線道路の整備を検討します。
- ・ 「鳥取市道路アセットマネジメント基本計画⁹⁶」に基づき各長寿命化計画を作成し、道路施設の計画的な修繕、整備を推進します。

⑤ 上水道の整備

- ・ 平成30年度を目標に、鉛製給水管の廃止に向けた水道管の更新を推進します。
- ・ 水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、各施設がその機能を十分発揮できるよう、老朽化した施設の更新を計画的に進めます。
- ・ 平常時の安定給水の確保と地震などの災害時における給水対策を充実するため、水道施設の整備を計画的に進めます。
- ・ 青谷地域における安定した水質を確保するため、平成29年度の供用開始を目標に浄水施設の整備を進めます。
- ・ 簡易水道施設の統廃合や老朽化した施設の更新などを計画的に進めます。

⑥ 下水道などの整備

- ・ 市街化区域や水質保全上重要な地域を中心に、下水道整備を推進します。
- ・ 下水道機能の浸水対策や地震対策を推進します。
- ・ 下水道施設の予防保全により、施設の効率的な維持管理に努めます。

⑦ 住環境の整備

- ・ 景観保全、景観形成の意識の高揚を図り、街なみの保存や景観の創出を推進します。
- ・ 「都市計画法」、「景観法」の制度を活用した統一感のある景観の形成を図ります。
- ・ 定期借地権付き土地分譲事業などのライフステージに応じた多様な住宅ニーズに対応する住宅供給を促進します。
- ・ 官民連携により老朽空き家の適正管理や遊休不動産の利活用を適切に進めることで、市民が快適に暮らせる住環境の創出を図ります。
- ・ 市営住宅の老朽化に対する改築・修繕を行い、居住環境の向上を図ります。

⑧ バリアフリー化の推進

- ・ 高齢者や障がい者をはじめすべての人が安全・安心に暮らしていけるよう、公共交通、道路、住宅、施設などのバリアフリー化を推進します。

⁹⁵ミッシングリンク：道路網におけるミッシングリンクとは未整備区間で、途中で途切れている区間のこと。

⁹⁶鳥取市道路アセットマネジメント基本計画：財源（税金）を道路や橋の整備に投資する際、効率的、効果的に、そして適切に配分・執行することで、より良い公共サービスを提供することを目的とした計画。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
安全、迅速に移動できる幹線道路整備（満足度）	45.6% （H26年度）	50.0% （H31年度）	市民アンケート調査で中程度の評価より高い回答をした市民の割合。
公共下水道普及率	75.5% （H26年度）	78.5% （H32年度）	鳥取市の行政人口のうち公共下水道の処理が可能な区域内の人口の割合。

関連する個別計画など：鳥取市都市計画マスタープラン、立地適正化計画、鳥取市緑の基本計画、鳥取市道路ビジョン、鳥取市水道事業長期経営構想、鳥取市下水道アクションプログラム

施策2 循環型社会の形成

(1) 現状と課題

- 地球温暖化は、人の活動の拡大に伴う人為的な原因によるもので、気温や水温の上昇、降水量の変化など、気候や生態系に幅広く影響を与えています。
- 近年では環境配慮の意識が高まり、人々の価値観も変化するとともに、自然エネルギーの導入が進んでいます。
- 本市は、恵まれた自然環境を次代に継承するため、環境負荷の軽減の一つとして、ごみの減量化と再資源化に取り組んでいます。
- 稼働している可燃物処理施設は、耐用年限が到来しつつあり、鳥取県東部広域行政管理組合が計画している新可燃物処理施設の建設に向けた取組を進めていく必要があります。

(2) 施策の基本的方向

市民や事業者との適切な役割分担のもとで、二酸化炭素の排出抑制に向けた、クリーンな自然エネルギーの普及促進を図るとともに、恵まれた環境を次代に継承するため、ごみの排出抑制に取り組むなど、持続可能な循環型社会の実現をめざします。

(3) 施策の主な内容

- ① 自然エネルギーの導入促進
 - ・ 地域資源を有効に利用し、木質バイオマスや小水力などの自然エネルギー活用を進め、風力や太陽光についても、技術進歩の状況を確認しながら、さらなる導入を進めます。
- ② ごみ減量化の推進
 - ・ 市民や事業者との適切な役割分担のもとで、ごみ問題に対する意識の高揚と実践を図り、ごみの減量化と再資源化を進めます。
- ③ 新しい可燃物処理施設の整備
 - ・ 「新可燃物処理施設整備計画」(平成25年12月改定)に基づき、鳥取県東部広域行政管理組合の新たな可燃物処理施設の整備を進めます。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
鳥取市の年間ごみ総排出量	61,181 t (H26年度)	前年度比の1%削減 (H32年度)	市内の家庭や事業所から出される可燃ごみ・不燃ごみなどすべてのごみの総排出量。

関連する個別計画など：第2期鳥取市環境基本計画、鳥取市地球温暖化対策実行計画

施策3 環境保全活動の推進

(1) 現状と課題

- 自然保護や環境保全に対する市民意識は高まりつつあります。身近な市民生活に起因するごみのポイ捨て、不法投棄などの問題に引き続き取り組む必要があります。
- 市民との協働により自然保護や環境保全活動に取り組み、将来にわたって豊かな自然環境と快適な生活環境を守ることが必要です。
- 森林は、二酸化炭素の吸収効果をはじめとする環境保全機能や洪水調整機能、土砂流出防止機能など多様な機能が評価されており、森林の適切な管理・保全に取り組む必要があります。
- 湖山池は、沿岸部の湖山砂丘の発達により形成された潟湖⁹⁷で、周囲 18km、面積 6.9km²あり、自然池では日本一の面積です。この湖山池のCOD⁹⁸は環境基準を上回った状態が続いており、水質改善への取組が必要です。

(2) 施策の基本的方向

豊かな自然を次代へ引き継ぐため、自然保護意識の高揚や保全活動の展開を図り、身近な生活環境はもとより、森林や河川・湖沼など生態系の保全に配慮した緑豊かでうるおいのある環境先進都市をめざします。

(3) 施策の主な内容

① 自然保護意識の高揚と環境美化活動の促進

- ・ 本市の豊かな自然を次代に継承するため、市民の自然保護意識の高揚を図るとともに、市民活動団体などによる地域の環境美化活動を促進します。
- ・ 市民活動団体や地元企業による森林整備への参画など、環境保全に取り組む活動を促進します。
- ・ 水質保全機能などの多様な効果が期待される広葉樹の植栽を進めます。
- ・ 不法投棄を未然に防ぐ取組を推進するとともに、不法投棄監視員を中心とした適切な対応を進めます。

② 水環境の健全化

- ・ 農業生産活動による余剰肥料成分の河川や湖沼への流入を低減するため、環境にやさしい農業を促進します。

③ 湖山池の水質浄化

- ・ 「第3期湖山池水質管理計画⁹⁹」に基づき、県と共同して水質浄化対策に取り組みます。

⁹⁷潟湖：湾口に発達した砂州（海岸線をやや離れて、海側に細長く砂礫が堆積してできた地形）によって外海と切り離されてできた湖。

⁹⁸COD：化学的酸素要求量。水中の被酸化性物質を酸化するために必要とする酸素量で示したもので、代表的な水質の指標の一つ。この値が大きいほど水中の有機物は多いことになり、汚濁の程度も大きい傾向がある。

⁹⁹第3期湖山池水質管理計画：県と市が湖山池の水質浄化対策を総合的、計画的に推進するため、平成3年度に「湖山池水質管理計画」（第1期）を、平成13年度に第2期を、さらに平成24年度から第3期を策定し、「恵み豊かで、親しみのもてる湖山池をめざして」を基本理念として計画されたもの。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
湖山池中央部のCOD	7.0mg/L (H26年度)	5.5mg/L (H32年度)	環境基準値 3.0mg/L の達成をめざす。

関連する個別計画など：第3期湖山池水質管理計画

まちづくりの目標5

まちづくりを支える自立した自治体経営

方針1 地方分権の推進と透明性の高い開かれた市政の運営

(1) 基本的な考え方

地方分権の推進は、住民に身近な行政サービスを身近な地方自治体が自主的かつ自立的に担うことで、自らの判断と責任において、市民のニーズに応え、地域の諸課題の解決に取り組むことが重要です。

本市では、平成30年4月の中核市¹⁰⁰への移行を見据え、国・県・近隣自治体との連携を図りながら、基礎自治体としての機能を一層強化し、より高い次元での地方分権を推進します。

また、政策や施策の立案・実施にあたり、市民合意の形成を実現するため、的確な情報のやり取りと、受け取った意見・要望を的確に反映させるという透明性の高い開かれた市政の運営が重要となります。

政策や施策の決定過程における市民への情報提供を積極的に行うとともに、広報・広聴機能を強化し、市民の意向を政策・施策に反映できる仕組みづくりに努めます。

(2) 具体的な取組

① 中核市への移行の推進

- よりきめ細やかな行政サービスを提供し、山陰東部圏域の発展の基盤をつくるため、平成30年4月、中核市への移行をめざします。

② 基礎自治体としての自立

- 権限移譲¹⁰¹の推進などにより、本市自らの判断と責任において自治体運営を行うための取組を進め、地域の実情に合った最適なサービスの提供を実現します。
- 構造改革特別区域¹⁰²、地域再生計画¹⁰³などの積極的な活用により、地域の独自性を発揮する機会を開き、企業やその他法人などの活動の活性化と地域雇用の創造を図ります。

③ 国・県との連携

- 多様化する行政ニーズに対応するため、国・県・近隣自治体と対等なパートナーシップで連携し、地域の課題解決に取り組めます。

④ 行政情報に容易にアクセスできる環境の整備

- あらゆる市民が、必要とする情報に容易にアクセスできるよう、情報を整理・体系化して提供する仕組みを検討します。

⑤ 政策形成過程の公開・透明性の向上

- 広聴と広報機能の一体的な充実を図り、市民などにとって分かりやすい積極的な情報提供を行います。
- 政策決定過程の市民参画を促進し、市民ニーズに沿った施策の実施を図ります。

¹⁰⁰中核市：都市の人口規模によって定められた日本の都市制度の1つ。市に都道府県の事務権限を移譲する制度で、中核市には、政令指定都市に準じた事務が移譲される。

¹⁰¹権限移譲：県が担っている権限を市町村に移し、移譲先の市町村で事務処理を行うことができるようにすること。

¹⁰²構造改革特別区域：構造改革特別区域法に基づく制度。民間事業者や地方公共団体などの自発的な提案により、地域の特性に応じた規制緩和などを特定の地域に限って認め、地域の活性化を促進する仕組み。

¹⁰³地域再生計画：地域再生法に基づく制度。地方公共団体が主体的に地域の資源を活用した活性化策を考え、その計画の認定を受けることにより、国の各種支援措置を利用することができる仕組み。

方針2 自治体間の広域的な連携の推進

(1) 基本的な考え方

近隣自治体と連携し、鳥取・因幡圏域の魅力を高め、圏域への人の流れを創出するとともに、圏域全体の持続的な発展を図ります。

また、姉妹都市や交流都市を基軸とした交流を進め、人・モノ・情報・資金の行き来を盛んにすることにより、地域活性化の推進と市民の国際理解の醸成を図ります。

(2) 具体的な取組

① 定住自立圏域の連携と連携中枢都市圏の形成

- 本市は、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、兵庫県新温泉町と形成した「鳥取・因幡定住自立圏¹⁰⁴」の中心市として、関係自治体と連携し、圏域全体に必要な生活機能の強化に関して中心的な役割を担います。
- 1市5町の住民、企業、行政が協働して「鳥取・因幡圏域の生活基盤の充実と一体的な発展」に取り組み、定住と自立、圏域への人の流れの創出をめざします。
- 中核市への移行による連携中枢都市圏¹⁰⁵の形成をめざし、地域間連携を進めます。

【鳥取・因幡定住自立圏域の将来像】

- ◆地域で安心して暮らせる圏域
- ◆環境に優しい圏域
- ◆交流が盛んでにぎわいのある圏域
- ◆若者に魅力ある圏域
- ◆自立した活力ある圏域

② 鳥取県東部1市4町における共同事務処理の実施

- 消防、ごみ処理などの分野において、鳥取県東部広域行政管理組合と連携して、広域的な行政課題に対する取組を進めます。

③ 他圏域とのネットワークのさらなる強化

- 山陰海岸ジオパーク推進協議会、鳥取道整備・沿線振興協議会¹⁰⁶などの取組を通じて、他圏域とのネットワークを強化しつつ、交流人口の増加、社会基盤整備の充実を図ります。

④ 国内姉妹都市との交流の推進

- 姉妹都市提携を結んでいる釧路市、姫路市、岩国市、郡山市と行政、観光、経済、文化などのさまざまな分野で市民が主体となった交流を進め、友好と協力関係を深めつつ互いの発展を図ります。

⑤ 市民との連携による多様な国際交流の展開

- 韓国清州市、ドイツハーナウ市との姉妹都市の取組を国際交流の中核とし、市民が異なる文化、伝統などにふれる機会を増加し、相互の理解を深め、さらなる交流の拡大を図ります。
- 中国太倉市・オルドス市・延辺朝鮮族自治州、ロシアウラジオストク市などの交流都市を含む環日本海諸国との交流を進めます。

¹⁰⁴鳥取・因幡定住自立圏：鳥取県東部1市4町、兵庫県新温泉町で形成する圏域。圏域に必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全を図るなど、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図る。

¹⁰⁵連携中枢都市圏：人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する圏域。

¹⁰⁶鳥取道整備・沿線振興協議会：鳥取自動車道の整備・維持管理と沿線や関係市町村の振興を図ることを目的に平成25年5月に設立。鳥取県東部1市4町、西粟倉村、美作市、佐用町と沿線各観光協会や道の駅で構成。

方針3 財政基盤の強化

(1) 基本的な考え方

本市固有の財政事情で、普通交付税が確実に減少していくなかで、経費の縮減と市民サービスの維持・向上を両立し、警鐘を鳴らされた急速な人口減少社会の進行に歯止めをかけるため、人、モノ、カネ、時間の「選択と集中」を一層強化し、強固な財政基盤を築いていきます。

(2) 具体的な取組

① 戦略的な施策等の展開

- ・ 組織や職階を越えて本市が直面する課題への対応を検討していく取組や市民ニーズ調査、行政評価などを通じて、施策などの「選択と集中」を図り、効率的かつ効果的な財政運営を進めます。
- ・ 今まで以上に歳入増加の視点を強めた第6次鳥取市行財政改革大綱¹⁰⁷に基づく実施計画を、毎年見直し実行することで、将来にわたる安定した税財源の確保に努めます。
- ・ 各種計画などの進行管理において、目標管理の手法を積極的に取り入れ、施策などの見直しの機会の明確化に努めるとともに、市民への説明責任を果たします。

② 挑戦し続けるマネジメントの確立

- ・ 変動する行政ニーズに柔軟に対応するため、さまざまな任用形態の職員を最適に組み合わせる人事管理に努めるとともに、簡素で効率的な組織・機構の見直しを推進します。
- ・ 職員の持てる能力を最大限に発揮させるため、職員がやりがいを感じる人材育成と人事異動を実践します。

③ 新たな財源の確保・充実

- ・ 市有施設などのネーミングライツ¹⁰⁸（命名権）の適用範囲の拡大を進めます。
- ・ 本市の魅力の全国発信を強化し、ふるさと寄附金制度を通じた本市への寄附者と寄附金額の増加を図ります。
- ・ PFI¹⁰⁹やクラウドファンディング¹¹⁰などの手法を用いた新たな資金調達を研究します。

④ 健全財政の堅持

- ・ サービスの内容に見合った使用料や手数料など、受益者負担の見直しを進めます。
- ・ 当初の目的を達成した補助金の適正化を進めるとともに、市場原理が働く委託の実施を徹底します。
- ・ 債権の適正な管理と的確な滞納整理を推進し、市税をはじめとする財源の未収金解消に努めます。
- ・ 定員適正化計画に基づき、職員の適正な定員管理を図るとともに、業務量に見合った職員配置を進めます。

¹⁰⁷第6次行財政改革大綱：平成27年度～31年度の5年間を構想期間とした本市の行財政改革の指針となるもの。

¹⁰⁸ネーミングライツ：命名権。施設などに名称をつけることのできる権利。施設などの管理者にとっては、命名権を販売することにより収入が得られるメリットがあり、命名権を購入する企業にとっては、スポーツ中継やニュースなどで命名した名称が露出する機会を得られ、宣伝効果が見込まれる。

¹⁰⁹PFI：Private-Finance-Initiativeの略。民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設などの設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。

¹¹⁰クラウドファンディング：「群衆（crowd）」と「資金調達（funding）」を組み合わせた造語。インターネット上のサイトを通じ、アイデアを実現するために必要な費用を、そのアイデアに共感した不特定多数の人々から集める資金調達手法。

方針4 情報通信技術・ビッグデータの活用

(1) 基本的な考え方

インターネットの利用については、2002年と2014年の動向を比較した場合、利用する年代も広がり、情報収集活動やネットショッピングの利用の面では、メディアとして近年めざましい進展があります。

携帯端末の利用シーンが拡大した結果、eコマースやゲームなどのインターネット上の各種ビジネスもスマートフォンを中心に発展するようになり、ビッグデータの可能性をさらに大きなものとしています。このような活用はビジネス利用にとどまらず、災害時の避難誘導や状況の把握への応用など公共的な役割も担っていることから、積極的に活用していくことが必要です。

平成28年1月からの社会保障・税番号制度の導入に伴い、行政機関間などで個人情報を連携して利用することが可能となります。制度の導入をさらなる市民サービスの向上につなげるため、各業務システムへの番号制度対応整備を行うことにより、添付書類の省略といった市民などの申請手続きの負担軽減と事務の効率化を図ります。

また、新庁舎の整備に合わせ総合窓口の「プッシュ型サービス」を充実させ、分かりやすい窓口サービスを提供するため、組織横断的な業務や情報の共有連携を可能とする新たな庁内システムを住民情報系システムの再構築と併せて整備し、行政手続きの簡素化を図ります。

固定資産情報管理や道路台帳管理など、現在各課単位で調達を行い活用している地理情報システム¹¹¹を集約し、全庁的に地理情報を共有できる統合型地理情報システム(統合型GIS)の導入に取り組みます。また、統合型GISで整備されたデータは、市役所内部のみで活用するのではなく、市民に積極的に公開することにより、市民サービスの向上を図ります。

(2) 具体的な取組

① 市民生活の向上に向けた情報通信技術（ICT）の活用

- ・ 誰もが必要な時に必要な情報の収集や情報発信ができる仕組みづくりを進めるとともに、双方向¹¹²による活用を進めます。
- ・ CATV・公衆無線LAN(Wi-Fi)などの情報インフラの適正な整備、管理に努め、インターネットを通じた行政手続きや自治体クラウド¹¹³などを推進し、情報通信技術（ICT）を活用した市民の利便性向上に取り組みます。
- ・ 社会保障・税番号制度導入に伴うシステム再構築（最適化）などにより、さらなる市民サービスの向上と事務の効率化を図ります。

② 統合型地理情報システム（住民公開型GIS）の活用

- ・ 学校などの公共施設の位置情報やハザードマップ、AED設置マップなどの地図情報をわかりやすく視覚化し、情報発信することにより、市民サービスの向上を図ります。

¹¹¹地理情報システム：地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステム。統合型は庁内で複数課が同じシステムを共有するもので、住民公開型は市民向けに情報提供することを目的としたシステムである。

¹¹²双方向：情報伝達の方向が一方方向でなく、受信側からも発信できる方式。

¹¹³自治体クラウド：複数の地方自治体の情報システムを一つに集約し、通信ネットワークを通じて共同利用するシステム。

③ オープンデータ・ビックデータの活用の促進

- ・ 市の保有するデータを誰もが二次利用しやすい形にして提供するオープンデータ¹¹⁴の取組を進め、民間データを組み合わせた新たなサービスの創出など市民サービスの向上につなげます。
- ・ 地域経済分析システム「RESAS」¹¹⁵のビックデータ¹¹⁶を活用した施策の展開に努めます。

④ 地方税電子化の推進

- ・ インターネットを通じた地方税の電子申告システムの運用により、納税者などの利便性の向上を図ります。

(3) 管理指標

指標名	基準値	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
公開 GIS の情報数	0件 (H27年度)	5件	10件	15件	20件	25件

(指標の説明) 公開型 GIS において市民に情報提供する種類の数。

指標名	基準値	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
オープンデータ公開数	1件 (H27年度)	4件	8件	12件	16件	20件

(指標の説明) オープンデータとして提供するデータの目録数。「(5 Star Open Date¹¹⁷)」で3つ星以上のデータ)

¹¹⁴オープンデータ：行政が保有するデータを、誰もが二次利用できる形式で公開し、社会が効果的に活用することにより、新たな価値を創造していこうとするもの。

¹¹⁵地域経済分析システム「RESAS」：地域経済に関連するさまざまなビックデータから都道府県・市町村の産業や企業の実態、観光客の流れ、人口の現状と将来などをわかりやすく「見える化」したシステム。

¹¹⁶ビックデータ：民間企業や行政が保有する多種多様なデータのこと、収集・分析をすることにより、新たな知見を発見しようとするもの。

¹¹⁷「5 Star Open Date」：Web の創設者が提唱した 5 段階の指標で、3 つ星は非独占の標準化された形式で公開されている CSV などのデータを示す。

方針5 ファシリティマネジメントの推進

(1) 基本的な考え方

公共施設の更新問題に対応し、長期的に安定した自治体経営を行うため、ファシリティマネジメント¹¹⁸（公共施設経営）の推進体制を充実強化し、全市を挙げて積極的な取組を進めます。

(2) 具体的な取組

① 公共施設の総量縮減・再配置の推進

- ・ 公民連携による施設の整備・活用や遊休資産の売却、複合化による機能向上などを推進し、市が保有する財産（施設）を最大限に生かします。
- ・ 今後の人口減少や財政規模に応じた公共施設の配置や施設総量の圧縮を行い、施設の生涯経費の縮減を図ります。
- ・ 中長期的な視点から多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくりに向けた公共施設の配置を推進し、自治体財政の安定化を図ります。

② 公共施設の計画的保全の推進

- ・ 修繕優先度判定の仕組みなどを構築・運用し、限られた財源のなかでも、より効果的な修繕や適切な点検など推進します。
- ・ 計画的な施設更新や修繕などにより更新経費の年度間較差を平準化し、財政負担の軽減を図ります。

(3) 管理指標

指標名	現状	目標	指標の説明
縮減する（更新しない）施設の延床面積	0㎡ (H27年度)	▲18,600㎡ (H32年度)	今後5年間で更新時期を迎える施設量（64,200㎡）の29%を縮減（廃止）。

¹¹⁸ファシリティマネジメント：事業者が目的を達成するために、公共施設などの経営資源（ファシリティ）を総合的に企画、管理、活用すること。